

# **宇治市普通会計決算概要**

---

**(平成28年度)**

**政策経営部財務課**

# 1 決算概要

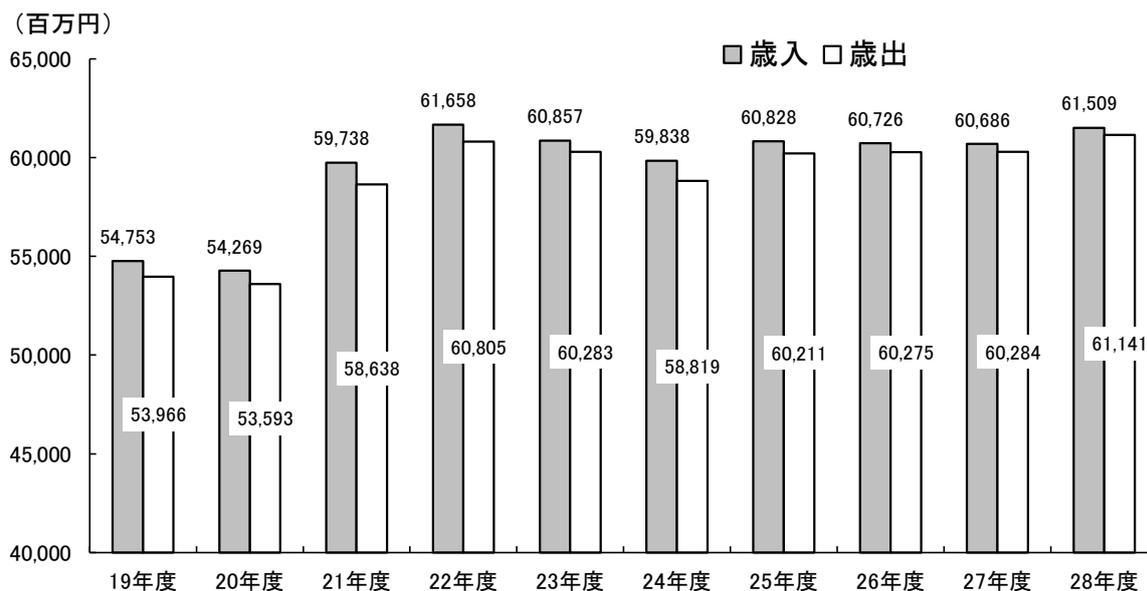
- (1) 平成28年度の普通会計歳入決算額は、国庫支出金の増加などの影響により、前年度比1.4%増の61,509百万円、歳出決算額は、前年度比1.4%増の61,141百万円となった
- (2) 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、義務的経費である扶助費等の増加に加え、市税や各種交付金、地方交付税等の歳入の減額により、前年度から4ポイント増加し98.8%となった  
(27年度:94.8%、28年度:98.8%)
- (3) 歳入の要である市税収入は、前年度から113百万円減の23,213百万円となった
- (4) 社会保障制度に基づく福祉サービスの提供に直接必要な経費である扶助費は、前年度から397百万円増の18,140百万円となった
- (5) 市債現在高は、元金償還額の増加などの影響により、前年度から485百万円減の44,515百万円となった

## <普通会計>

地方公共団体は一般会計の他に特別会計を設置していますが、それぞれの会計名称や範囲などは各地方公共団体によって異なります。

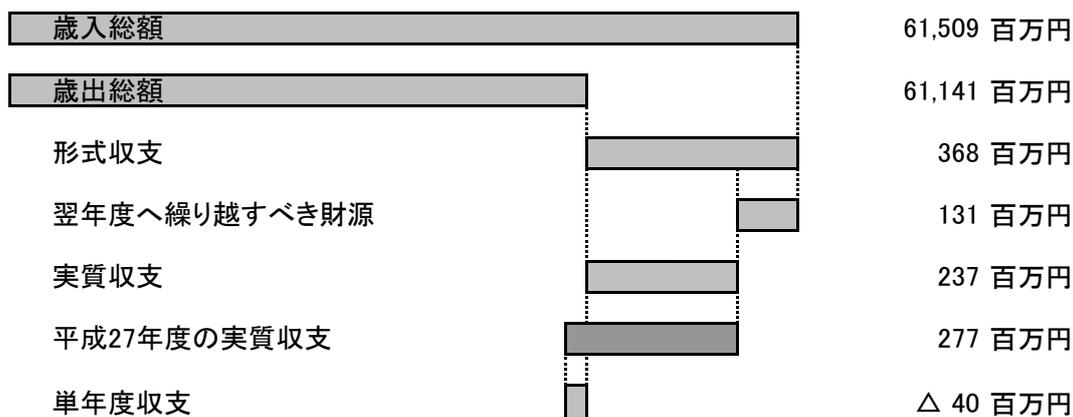
当該資料では、他都市との比較を行うために、一般会計と特別会計のうち、公営企業・収益事業会計などに属するものを除いた「普通会計」という統一的な会計区分を用いています。

## ■ 歳入・歳出決算額の推移 ■



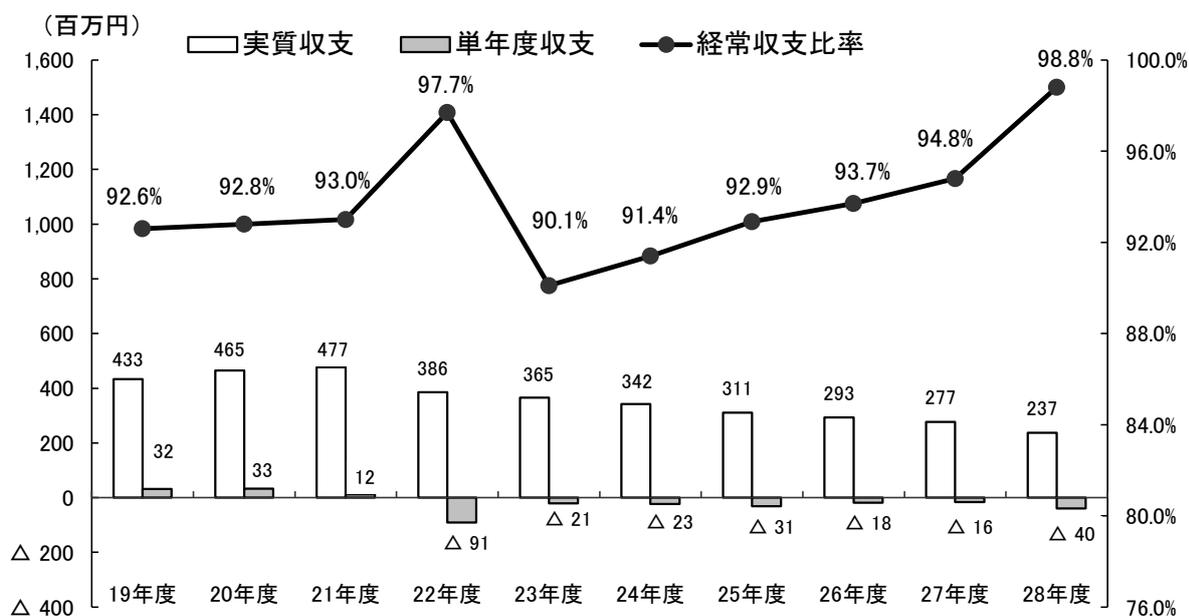
平成28年度の普通会計歳入決算額は前年度比1.4%増の61,509百万円、歳出決算額は前年度比1.4%増の61,141百万円となりました。

## ■ 平成28年度 普通会計決算収支 ■



※四捨五入の影響により、差引後の数値が一致しない場合があります。

## ■ 実質収支・単年度収支・経常収支比率の推移 ■



財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、義務的経費である扶助費等の増加に加え、市税や各種交付金、地方交付税等の歳入の減額により、前年度から4ポイント増加し、98.8%となりました。依然として90%を超える水準にあり、財政構造の硬直化が進んでいます。単年度収支については、7年連続の赤字となりました。

### <実質収支>

歳入と歳出の差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

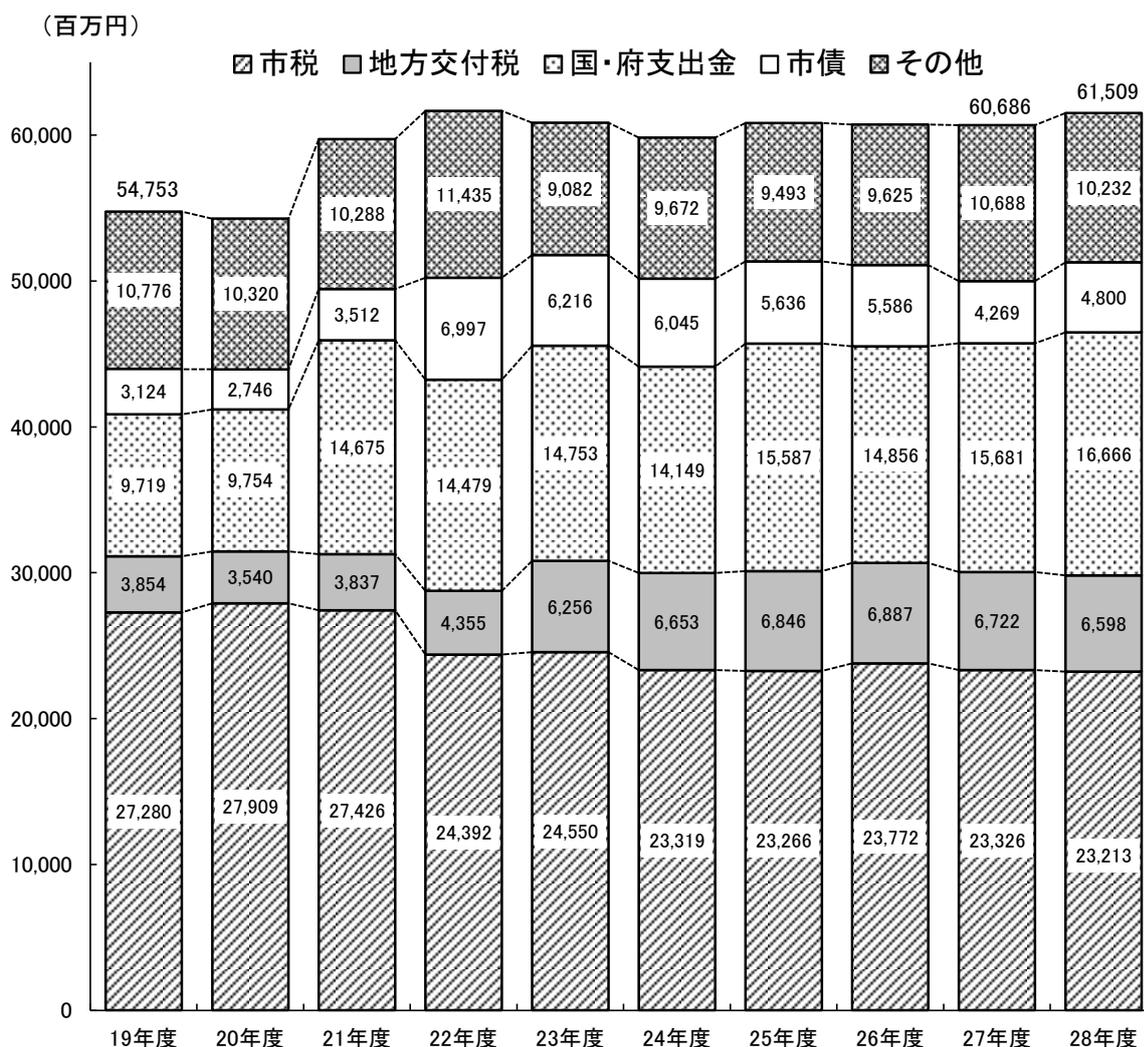
### <単年度収支>

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。当該年度だけの収支が把握できます。

### <経常収支比率>

毎年度経常的に入ってくる歳入に対して、毎年度経常的に支払う歳出がどれぐらいの割合を示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。都市にあっては75%が妥当と考えられています。

■ 歳入決算額の推移 ■



平成28年度の歳入決算額は、前年度比1.4%増の61,509百万円となりました。

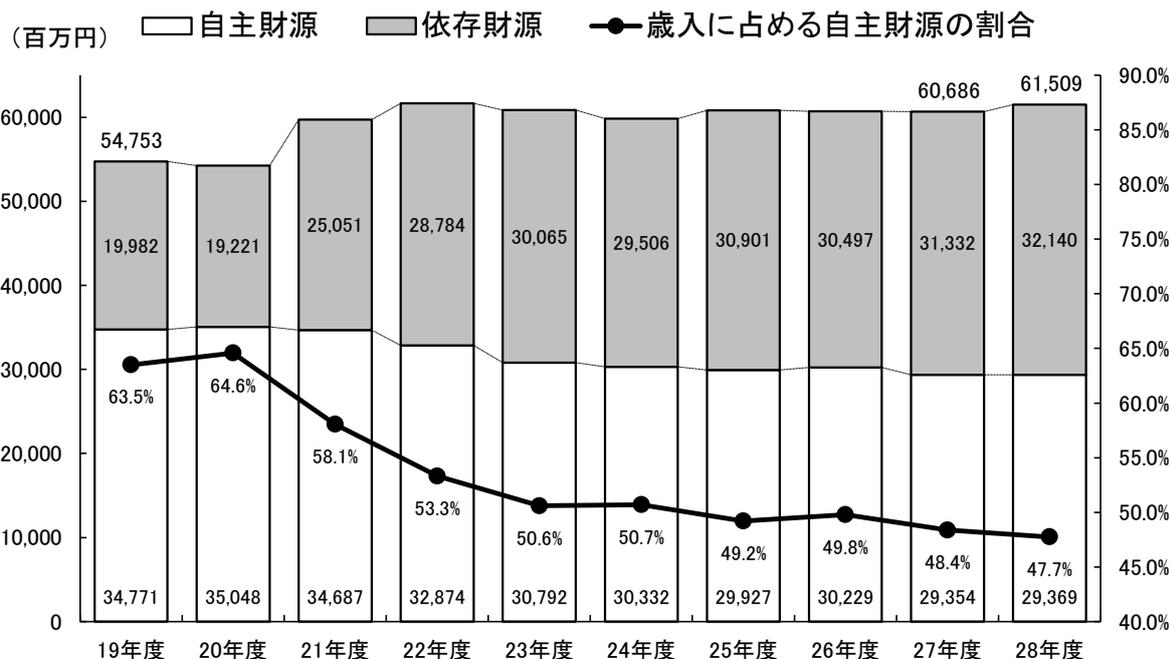
歳入の要である市税収入は、前年度から113百万円減の23,213百万円となりました。

国・府支出金は、臨時福祉給付金給付事業費補助金や宇治川太閤堤跡歴史公園整備事業費補助金、地域密着型サービス等整備費補助金などの影響により、前年度比6.3%増の16,666百万円となりました。

市債は、公共交通施設整備事業債、宇治川太閤堤跡歴史公園史跡ゾーン整備事業債発行額などの影響により、前年度比12.4%増の4,800百万円となりました。

その他は、地方消費税交付金などの影響により、前年度比4.3%減の10,232百万円となりました。

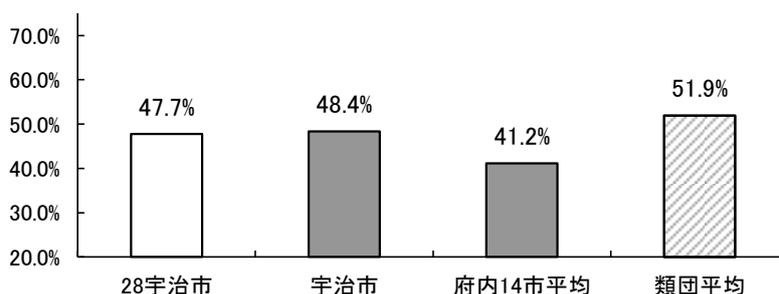
## ■ 自主財源と依存財源の推移 ■



歳入は財源の自主性を基準に、自主財源と依存財源に区別することができます。自主財源とは市税、使用料、手数料など地方公共団体が自主的に収入することができる財源をいい、自主財源の多寡は行政運営の自主性・安定性を確保しうるかどうかの判断基準となります。

平成28年度は、財産収入などの影響により、自主財源が前年度から微増の29,369百万円になるとともに、歳入全体に占める割合は、47.7%となり、4年連続で50%を下回りました。

### 【平成27年度 歳入額に占める自主財源の割合】（府内14市平均および類団平均との比較）

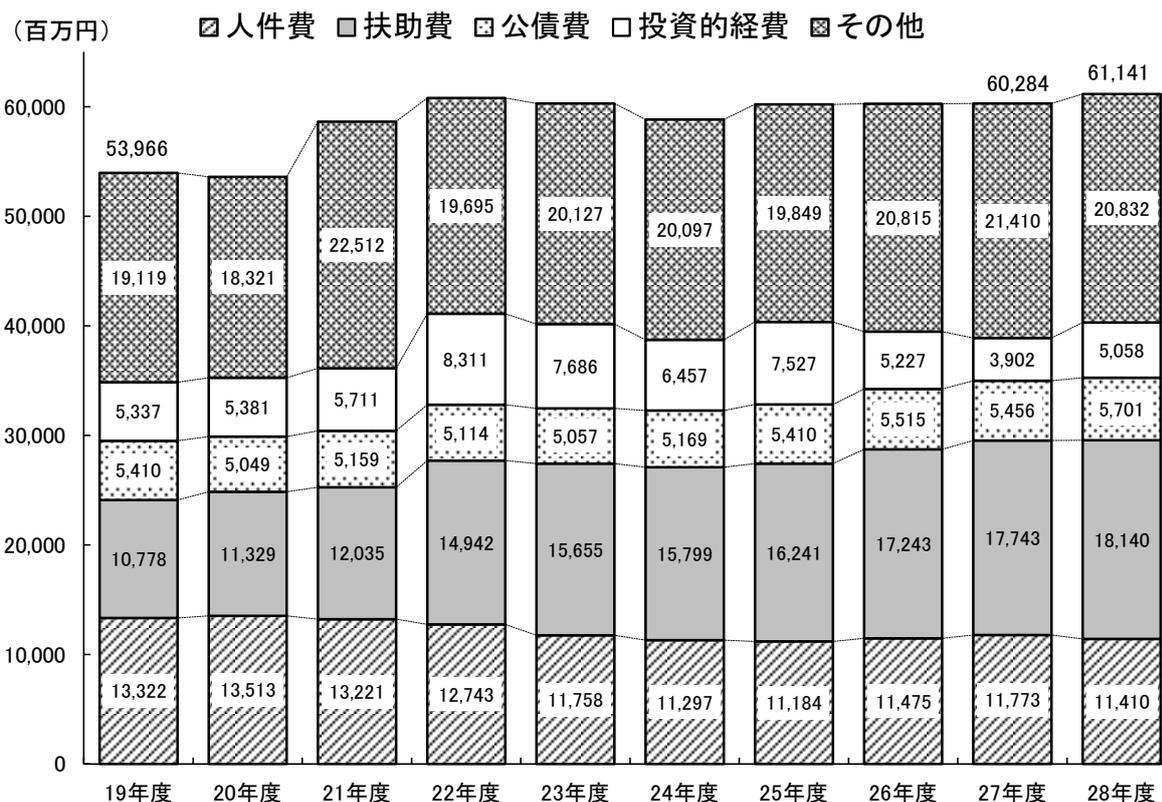


歳入額に占める自主財源の割合を類似団体(類団)などと比較した場合、宇治市は府内14市平均の41.2%より高い水準にはあるものの、類団平均の51.9%と比べると低い水準となっています。

#### <類似団体(類団)との比較について>

本市の決算状況と比較・分析するため、類似団体(以下類団)の各決算状況の平均値を記載しています。類団とは、毎年度地方公共団体からの報告に基づいて総務省が作成する都道府県財政指数表および類似団体別市町村財政指数表における、人口や産業構造によって分類された団体区分に基づく同一区分帯に属する団体をいいます。

## ■ 歳出決算額（性質別）の推移 ■



性質別経費とは、経費の性質を基準として分類するもので、人件費・扶助費・公債費・投資的経費などがあります。

扶助費・公債費は増加しており、人件費・扶助費・公債費の合計である義務的経費の歳出全体に占める割合は、増加傾向にあります（「6 義務的経費」参照）。

投資的経費は、小・中学校大規模改造事業費や自転車等駐車場整備事業費などの影響により、前年度比29.6%増の5,058百万円となりました。

### <人件費>

報酬、給料、退職手当など、行政委員や職員などの勤務に関して必要な経費です。

### <扶助費>

社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

### <公債費>

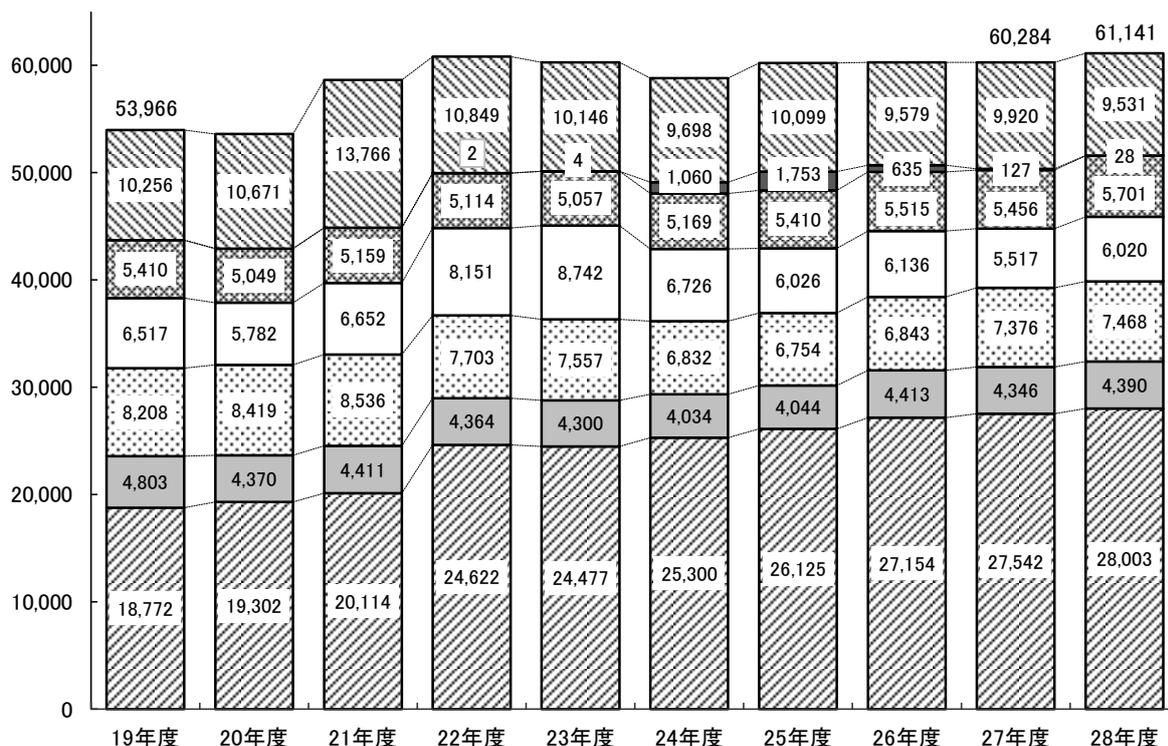
市債の返済に要する経費で、市債の返済金とその利子です。

### <投資的経費>

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

## ■ 歳出決算額（目的別）の推移 ■

(百万円) □ 民生費 □ 衛生費 □ 土木費 □ 教育費 □ 公債費 ■ 災害復旧費 □ その他



目的別経費とは、経費を行政目的ごとに分類するもので、民生費・衛生費・土木費・教育費などがあります。

民生費は、臨時福祉給付金給付事業費や障害者介護給付費などにより、前年度比1.7%増の28,003百万円となり、歳出に占める割合は45.8%となりました。

教育費は、小・中学校大規模改造事業費や宇治川太閤堤跡歴史公園史跡ゾーン整備事業費などにより、前年度比9.1%増の6,020百万円となりました。

### <民生費>

障害者・高齢者や児童などの社会福祉や、生活保護などにかかる経費です。

### <衛生費>

各種健康診査、予防接種、斎場運営、環境対策、ごみ収集・処理などにかかる経費です。

### <土木費>

道路や排水路、公園、市営住宅など都市の基盤整備や維持にかかる経費です。

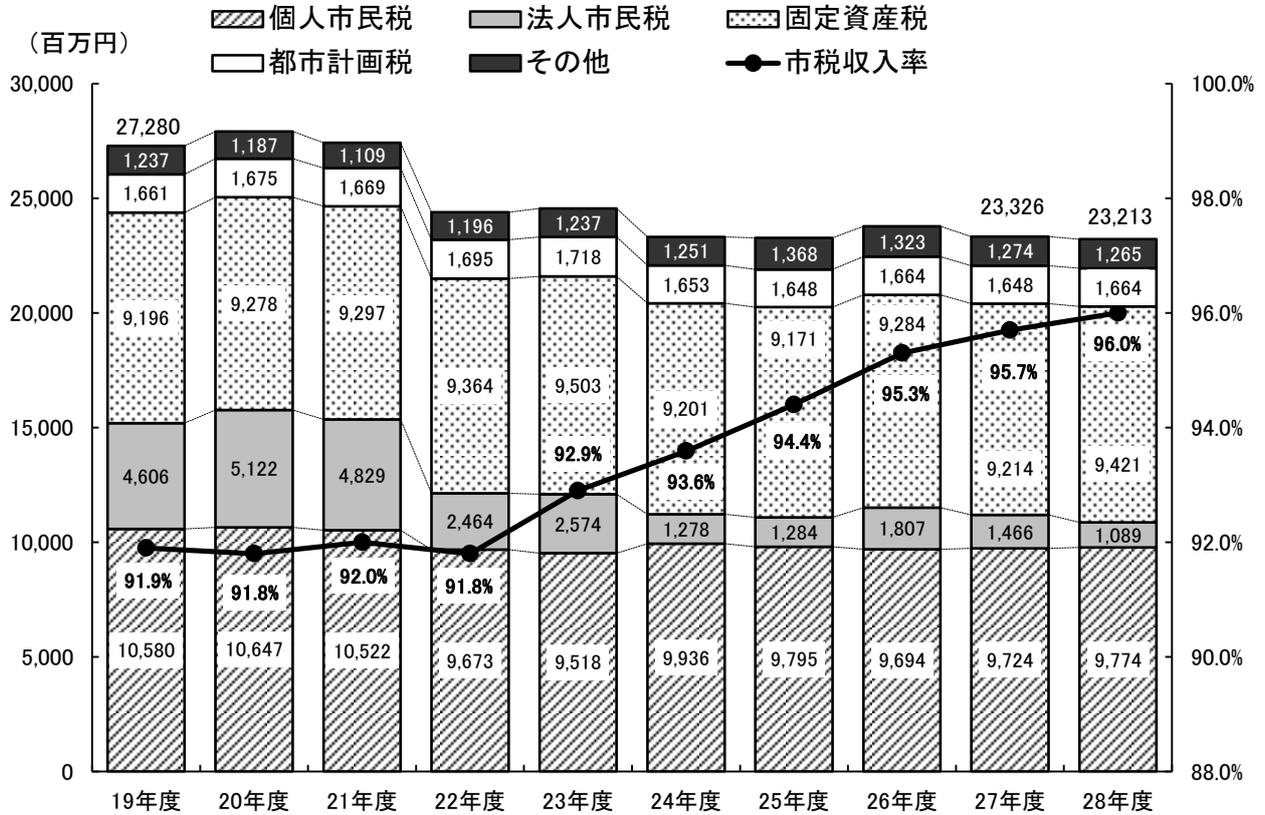
### <教育費>

小・中学校、幼稚園などの管理運営にかかる経費や耐震化・大規模改修などにかかる経費です。

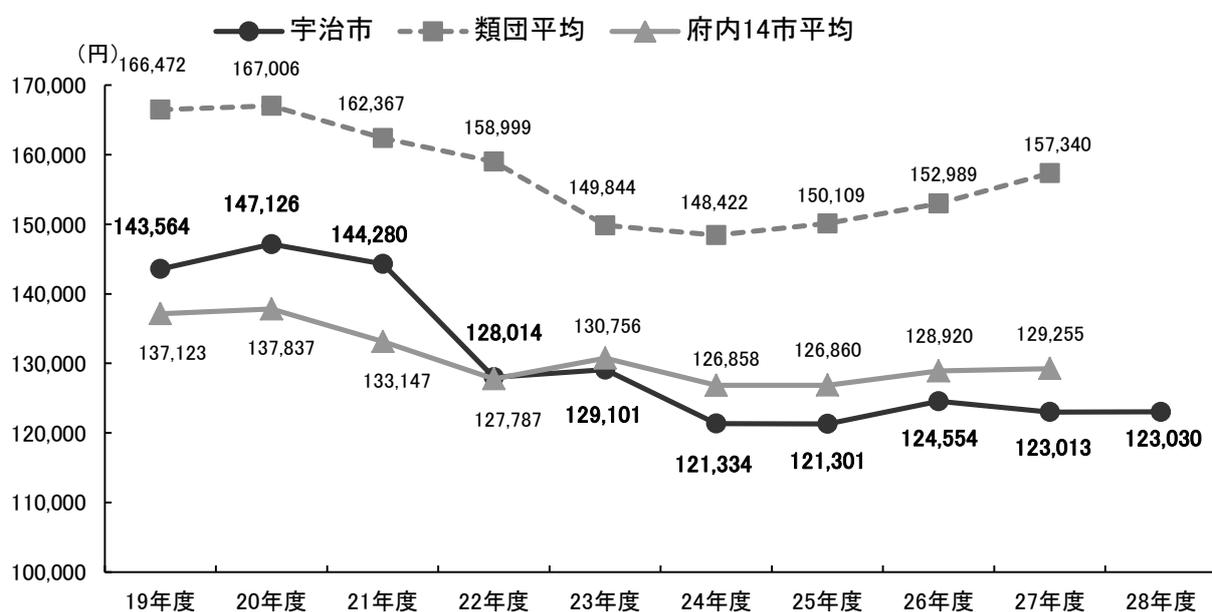
## 2 市税

- (1) 法人市民税が前年度から377百万円減の1,089百万円となり、市税全体では、前年度比0.5%減の23,213百万円となった
- (2) 市税収入率は、前年度から0.3ポイント増加し、96.0%となった

### ■ 市税収納額と市税収入率の推移 ■



### 【市民一人あたりの市税の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



### 3 地方交付税

地方交付税は、前年度比1.8%減の6,598百万円となり、歳入全体に占める割合は10.7%となった(27年度:6,722百万円、28年度:6,598百万円)

#### <地方交付税>

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税およびたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。  
普通交付税と特別交付税があります。

#### <普通交付税>

財源不足団体(基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体)に対し交付されます。

#### <特別交付税>

特別の財政事情(台風・地震などの災害に対する財政需要など)に対して交付されます。

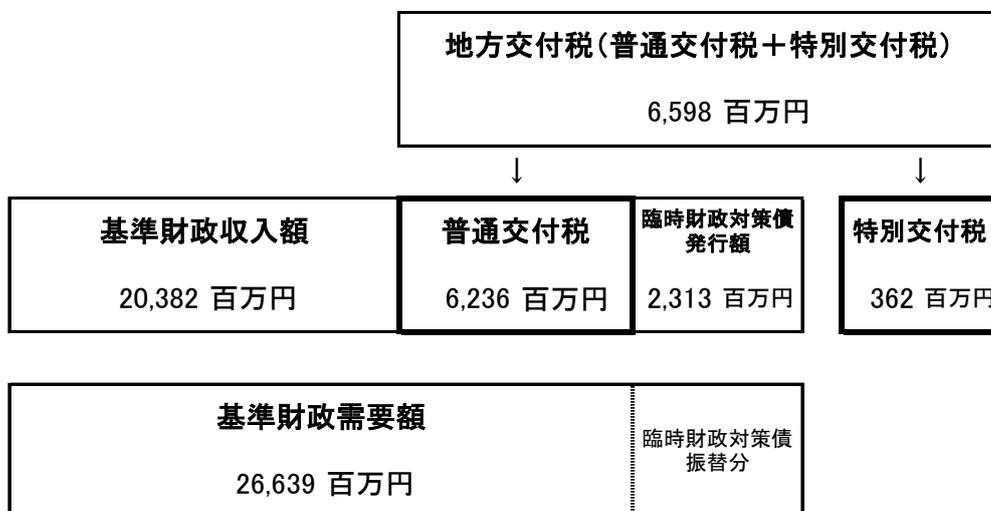
#### <基準財政需要額>

各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を運営し、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算出した額です。

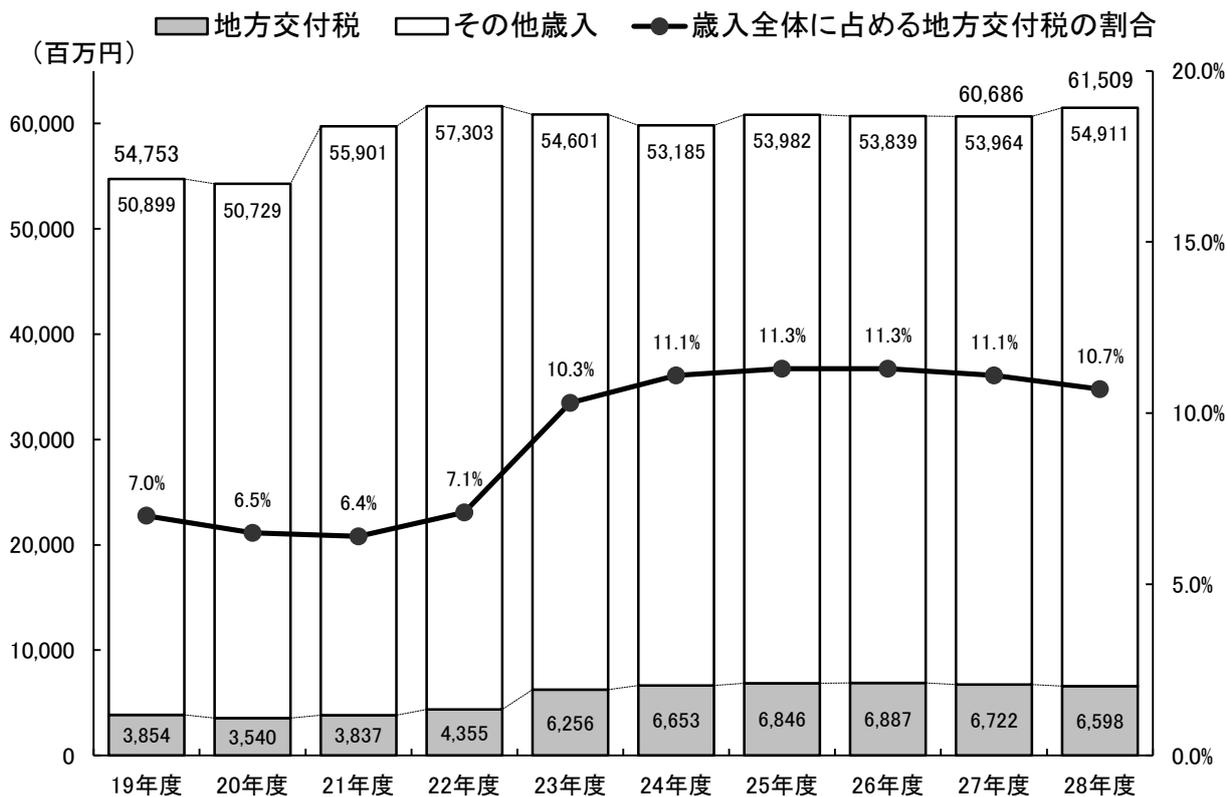
#### <基準財政収入額>

各地方公共団体の財源を合理的に測定するために、標準的な状況において収入が見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額です。

#### 【平成28年度 地方交付税の内訳】

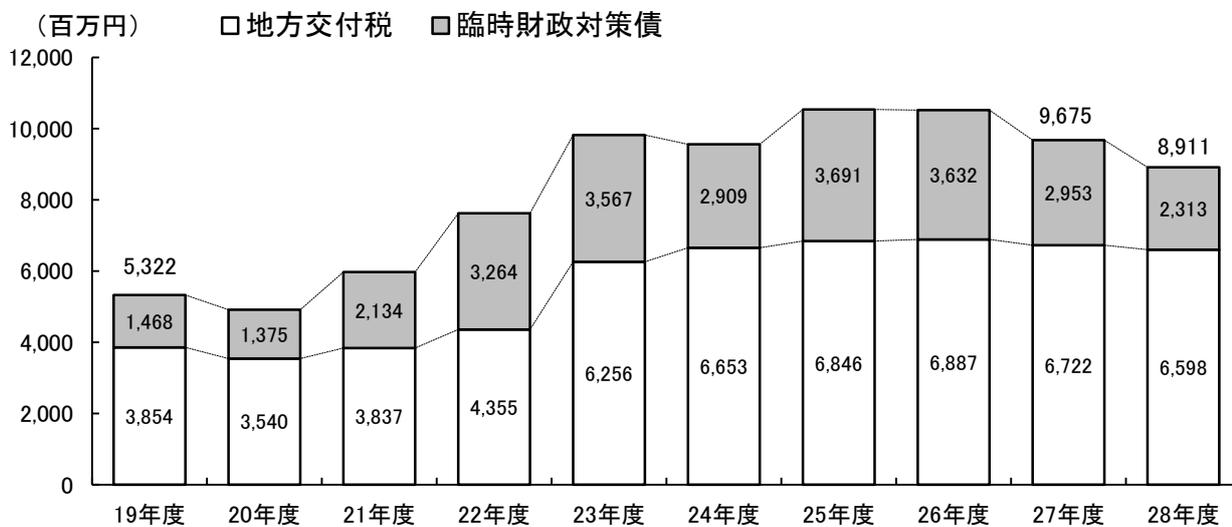


## ■ 歳入と地方交付税の推移 ■

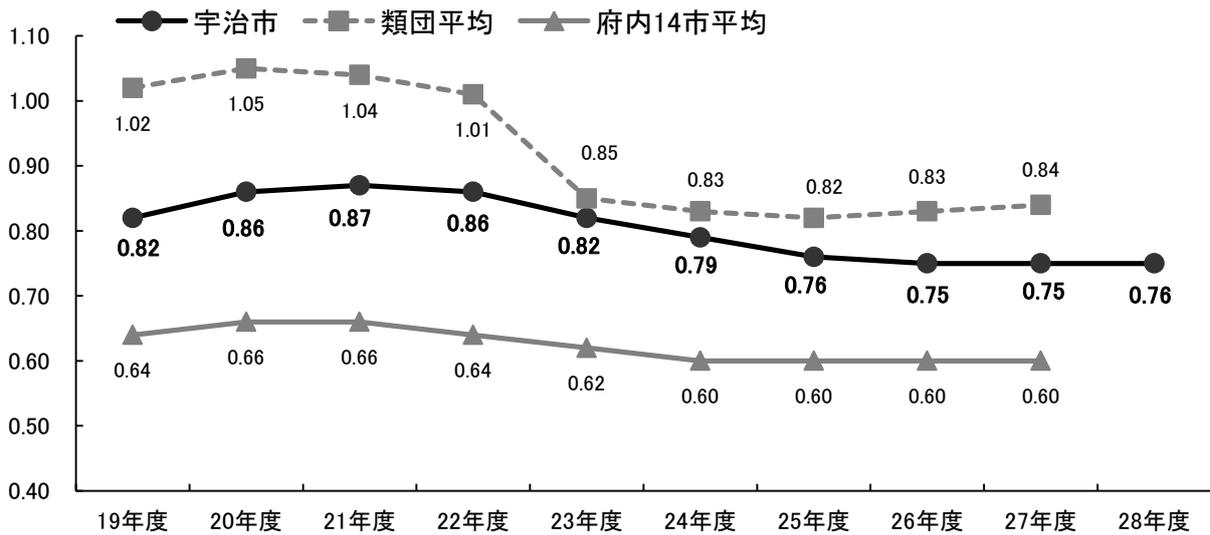


歳入全体に占める地方交付税の割合は、10.7%となりました。

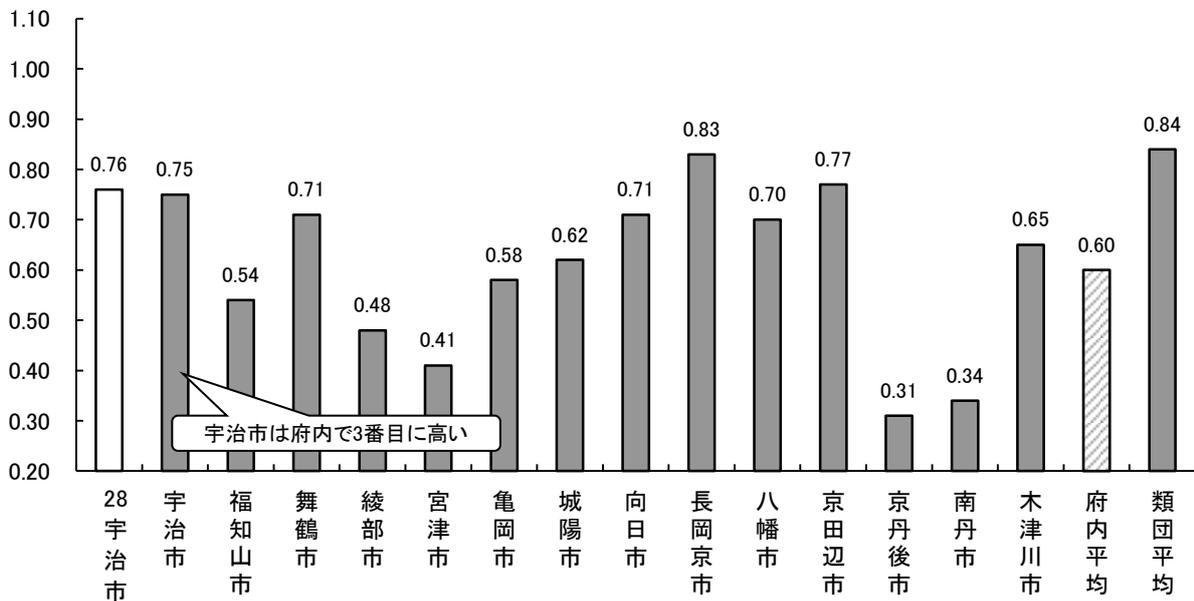
## ■ 地方交付税および臨時財政対策債発行額の推移 ■



【財政力指数の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



【平成27年度 財政力指数の比較】（府内14市および類団平均との比較）



<財政力指数>

財政力指数は、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する市税等の割合を示す指数のことで、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年平均値です。

この数値が大きいほど財政力が強いとされており、1未満の団体には普通交付税が交付されます。

## 4 市債

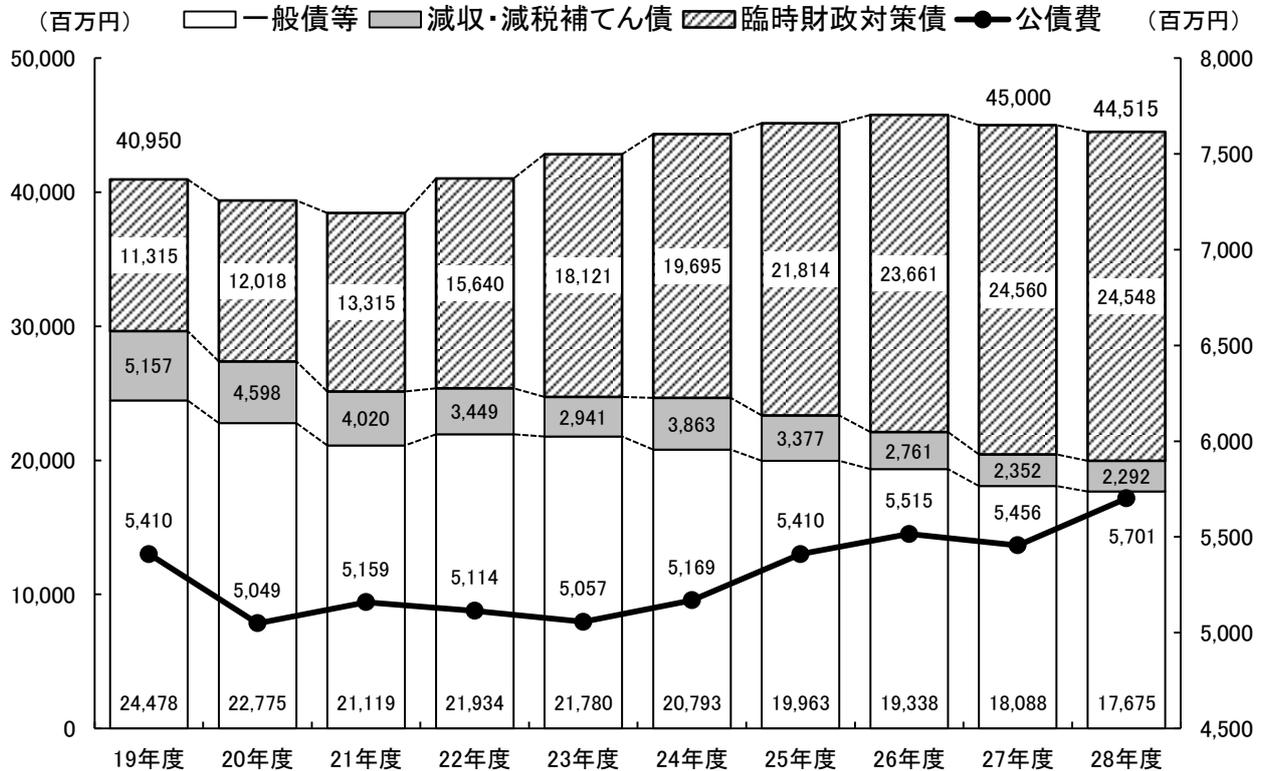
- (1) 市債現在高は、元金償還額の増加などの影響により、前年度から485百万円減の44,515百万円となり、2年連続の減少となった  
(27年度:45,000百万円、28年度:44,515百万円)
- (2) 臨時財政対策債の現在高は、前年度から12百万円減の24,548百万円となり市債現在高に占める割合は、前年度から0.5ポイント増の55.1%となった
- (3) 公債費は、前年度から245百万円増の5,701百万円となった  
(27年度5,456百万円、28年度5,701百万円)

### <市債>

市債とは、本市が資金調達のために負担する債務で、次の役割を担い、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。

①財政支出の年度間調整 ②世代間の負担の公平化 ③一般財源の補完

### ■ 市債現在高の推移 ■

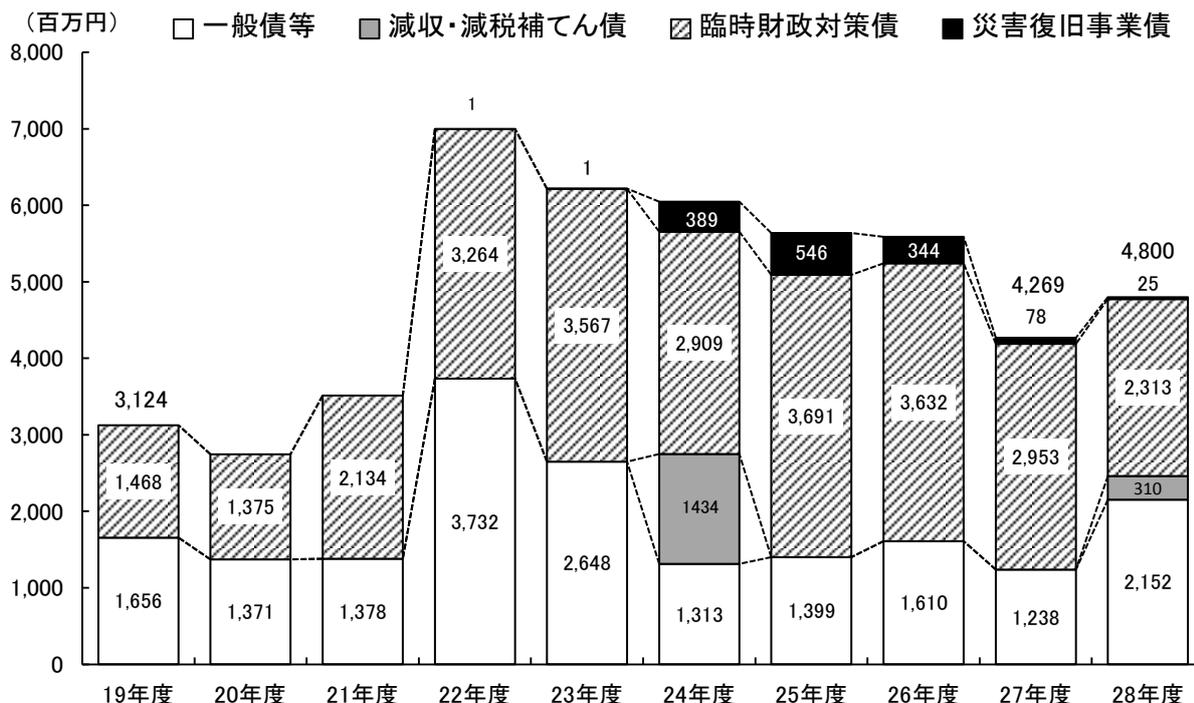


市債現在高は、市債発行額などの影響により、前年度から485百万円減の44,515百万円となり2年連続の減少となりました

### <臨時財政対策債>

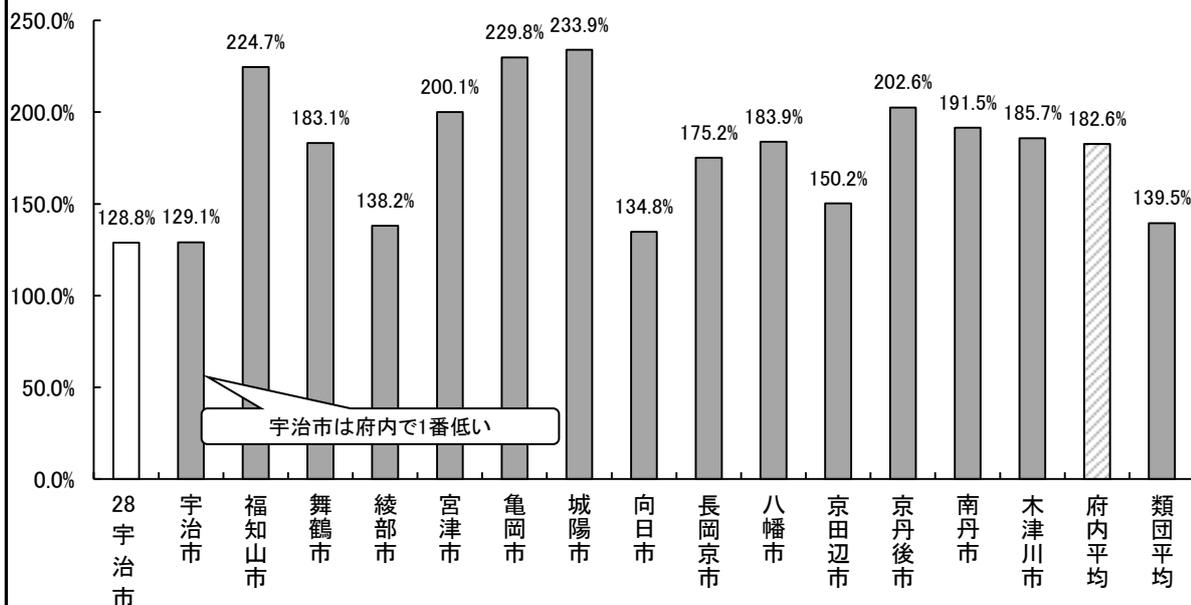
臨時財政対策債は、従来地方交付税により交付されていた地方財政の財源不足の補てんについて、その一部を市債に振り替えられたもので、通常の市債と異なり一般財源として扱います。平成13年度から発行が認められており、元利償還金の100%が後年度の地方交付税を算定する際に用いられる基準財政需要額に算入されます。

### 市債発行額の推移



臨時財政対策債は前年度比21.7%減の2,313百万円となりましたが、一般債等の増加などにより、市債発行額は、前年度より12.4%増の4,800百万円となりました。

### 【平成27年度 標準財政規模に対する市債現在高の割合】 (府内14市および類団平均との比較)



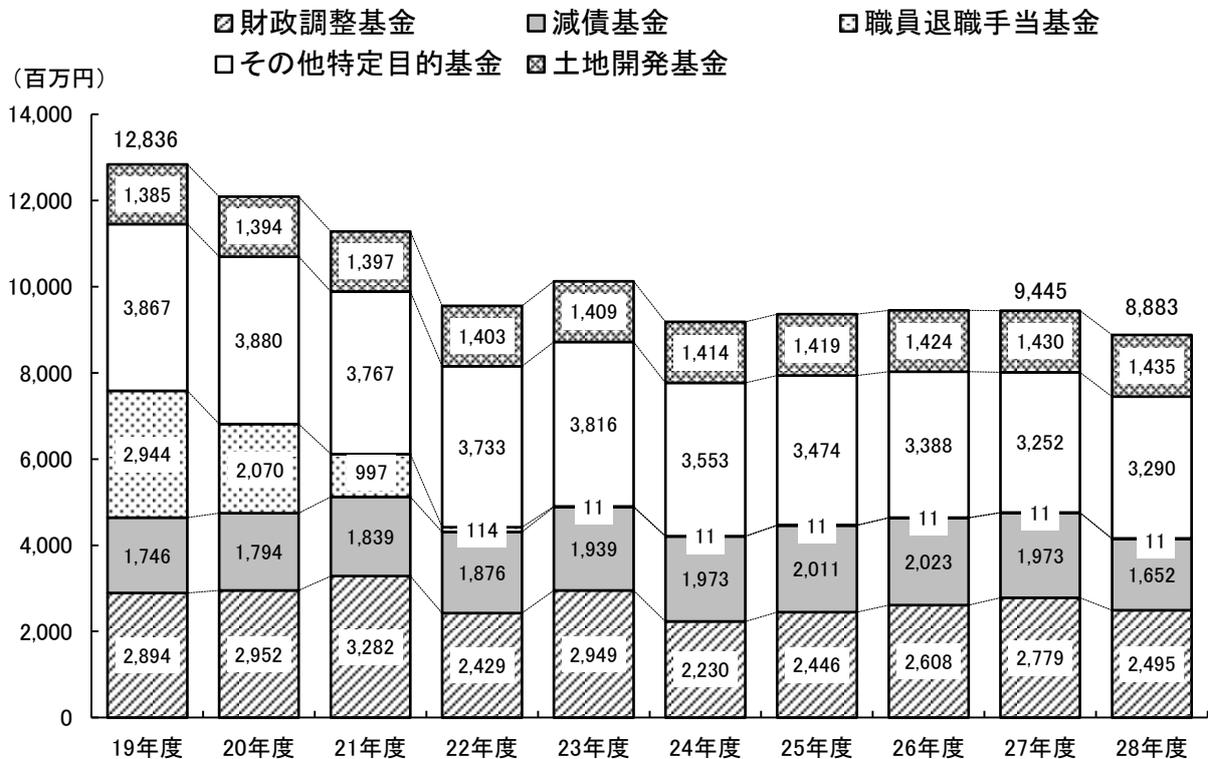
標準財政規模に対する市債現在高の割合は、宇治市は府内で1番低い水準となりました。引き続き市債の適正化を図り、義務的経費である公債費の圧縮を図るためにも、市債現在高を減少させていく努力が必要です。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

## 5 基金

- (1) 基金現在高は、前年度から562百万円減の8,883百万円となった  
(27年度:9,445百万円、28年度:8,883百万円)
- (2) 経済状況の変動などによる財源不足に備えるための財政調整基金は、前年度から284百万円減の2,495百万円となった(27年度:2,779百万円、28年度:2,495百万円)

### ■ 基金現在高の推移 ■



#### <基金>

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるため、もしくは定額の資金を運用するために設けられるものです。

#### <財政調整基金>

経済状況の変動などによる年度間の財源調整を行うために積み立てられている基金です。

#### <減債基金>

市債の償還を計画的に行うために積み立てられている基金です。

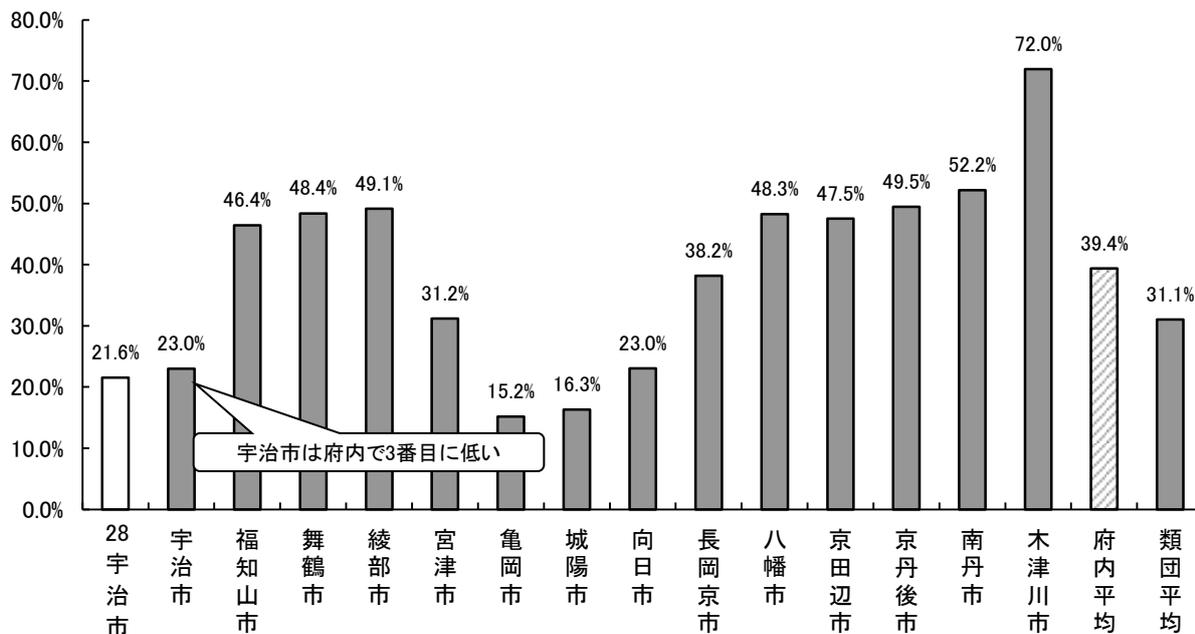
#### <特定目的基金>

条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、もしくは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産です。

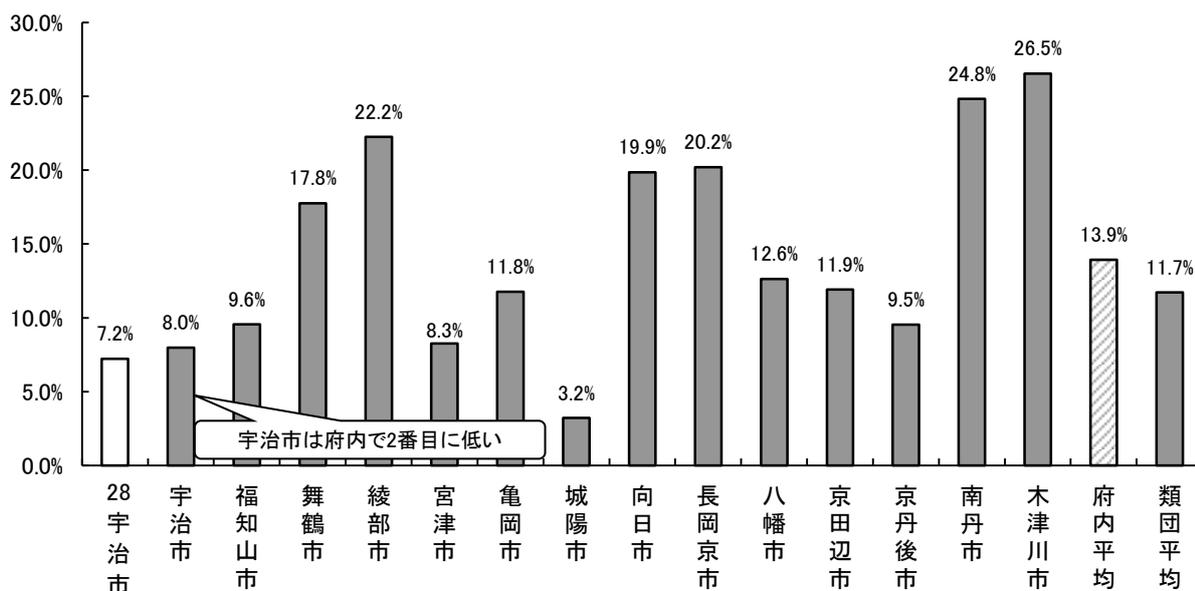
具体的には、公共施設などの建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対応のための基金などがあります。

【平成27年度 標準財政規模に対する基金現在高の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）

※土地開発基金を除く



【平成27年度 標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）



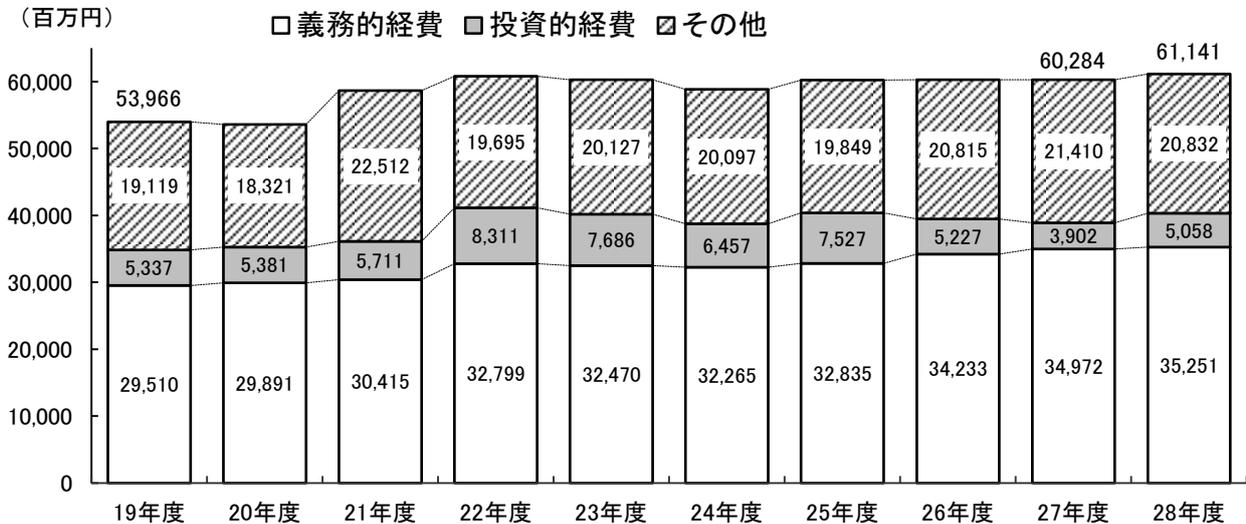
標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合が高ければ、経済状況の変化などに対する対応力があるといえます。本市は、府内14市と比較すると2番目に低い水準となります。厳しい財政状況の中ですが、基金の確保に向けた努力が必要です。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

## 6 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

- (1) 義務的経費は、前年度比0.8%増の35,251百万円となった
- (2) 義務的経費の歳出全体に占める割合は、前年度から0.3ポイント減の57.7%となった  
(27年度:58.0%、28年度:57.7%)

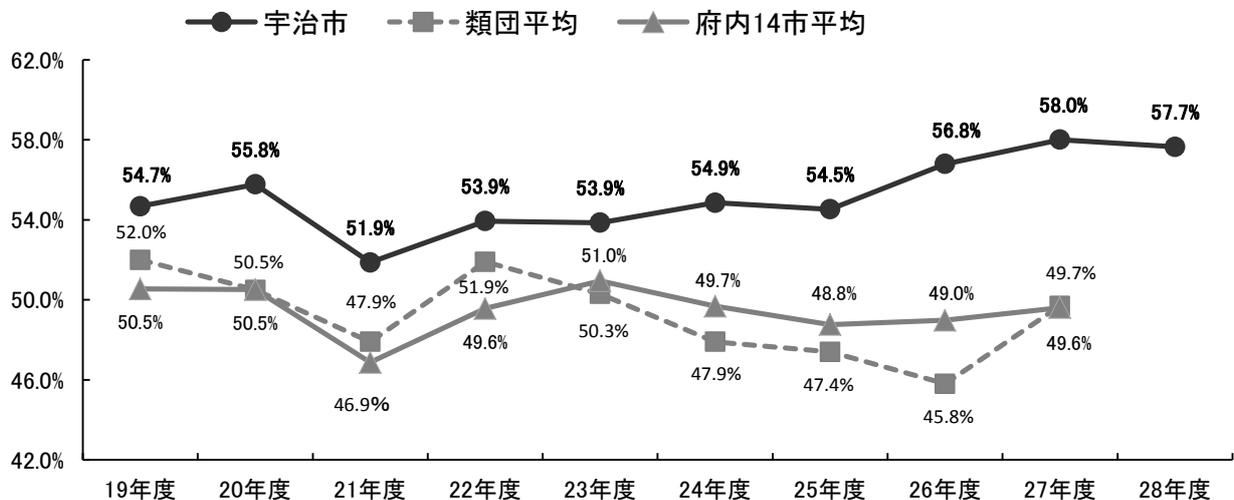
### ■ 歳出全体に占める義務的経費の推移 ■



### <義務的経費>

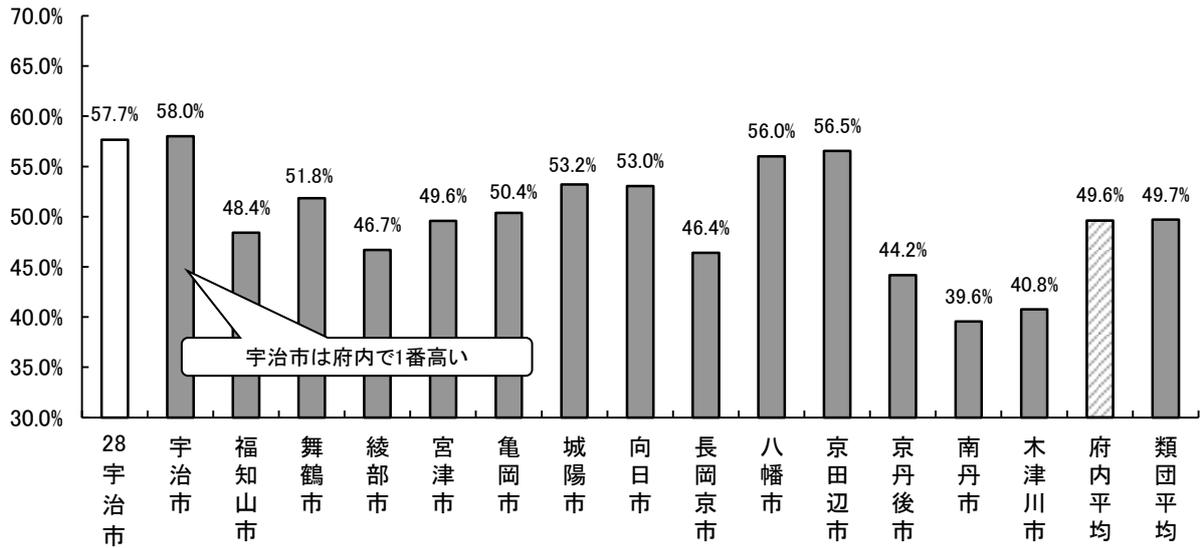
義務的経費は職員給などの人件費、生活保護や高齢者、障害福祉等の扶助費、市債の元利償還金などの公債費からなっており、支出が義務付けられ、任意に削減できない硬直性の強い経費です。

### 【歳出全体に占める義務的経費の割合の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）

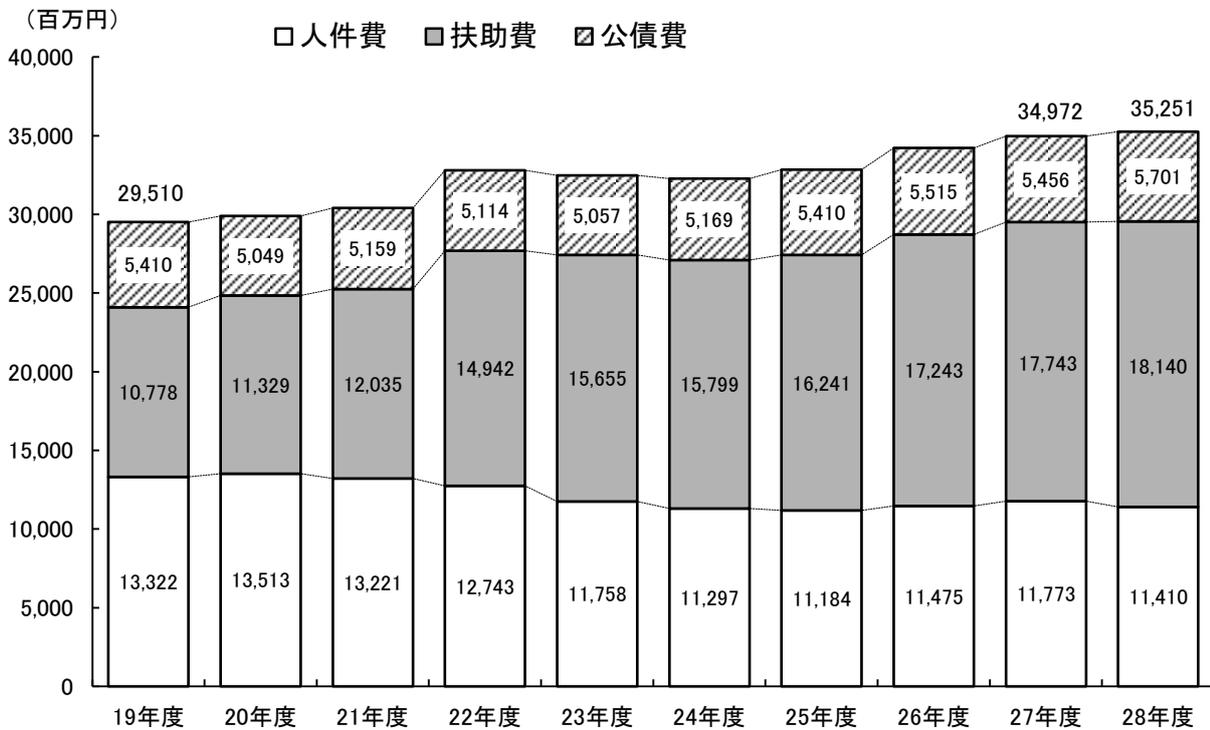


平成28年度の歳出全体に占める義務的経費の割合は、0.3ポイント減の57.7%となりました。府内14市平均および類団平均と比べると、高い水準で推移しており、今後も注意が必要です。

【平成27年度 歳出全体に占める義務的経費の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）



■ 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移 ■

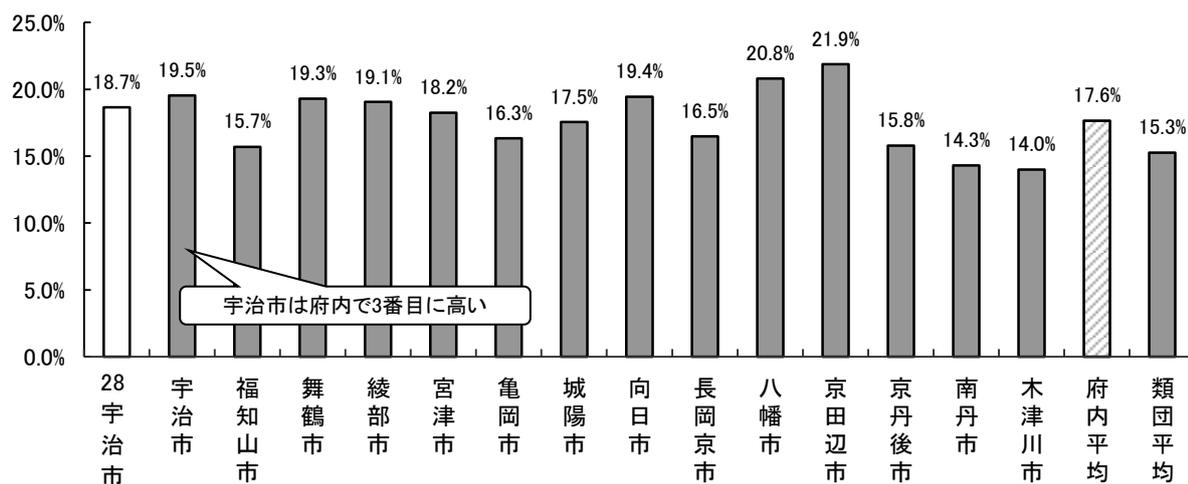


人件費は、給与制度の総合的見直しや退職者数の減少などの影響により、前年度比3.1%減の11,410百万円となりました。

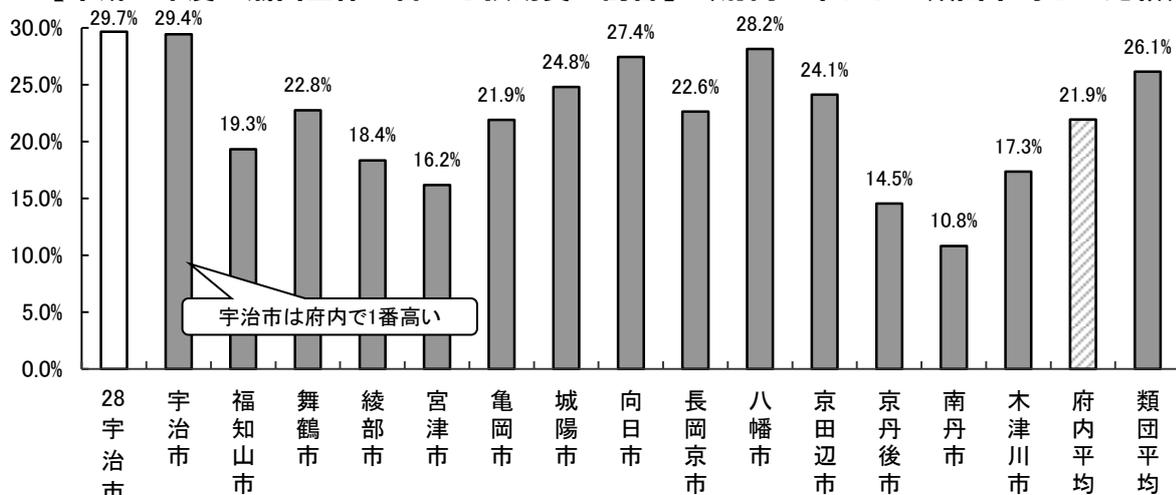
扶助費は、臨時福祉給付金給付事業費や障害者介護給付費などの影響により、前年度比2.2%増の18,140百万円となりました。

公債費は、前年度比4.5%増の5,701百万円となりました。市債現在高は減少したものの今後も50億円を超える水準で推移する見込みとなっています。

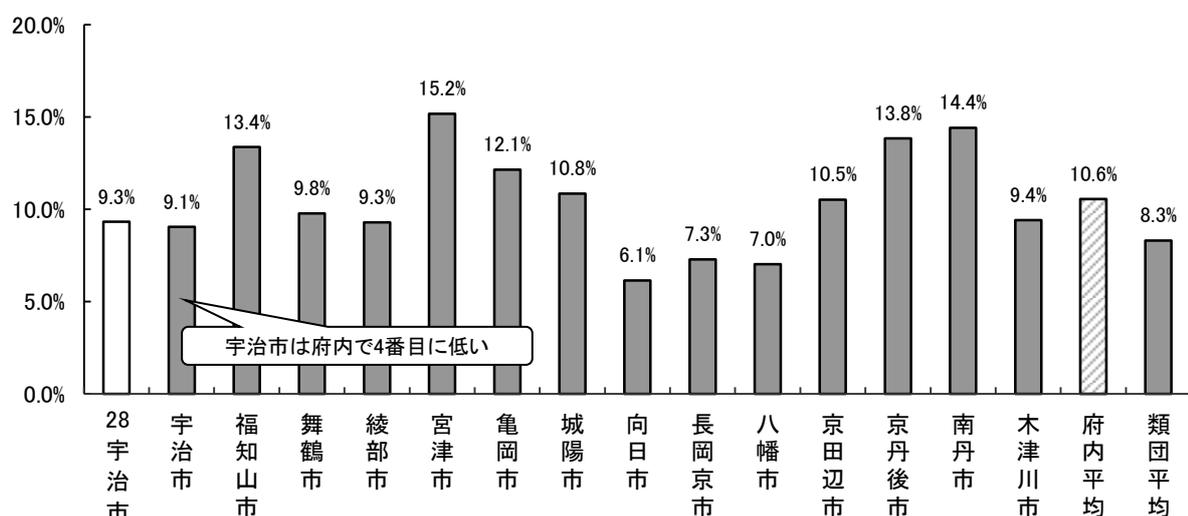
【平成27年度 歳出全体に占める人件費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



【平成27年度 歳出全体に占める扶助費の割合】（府内14市および類団平均との比較）

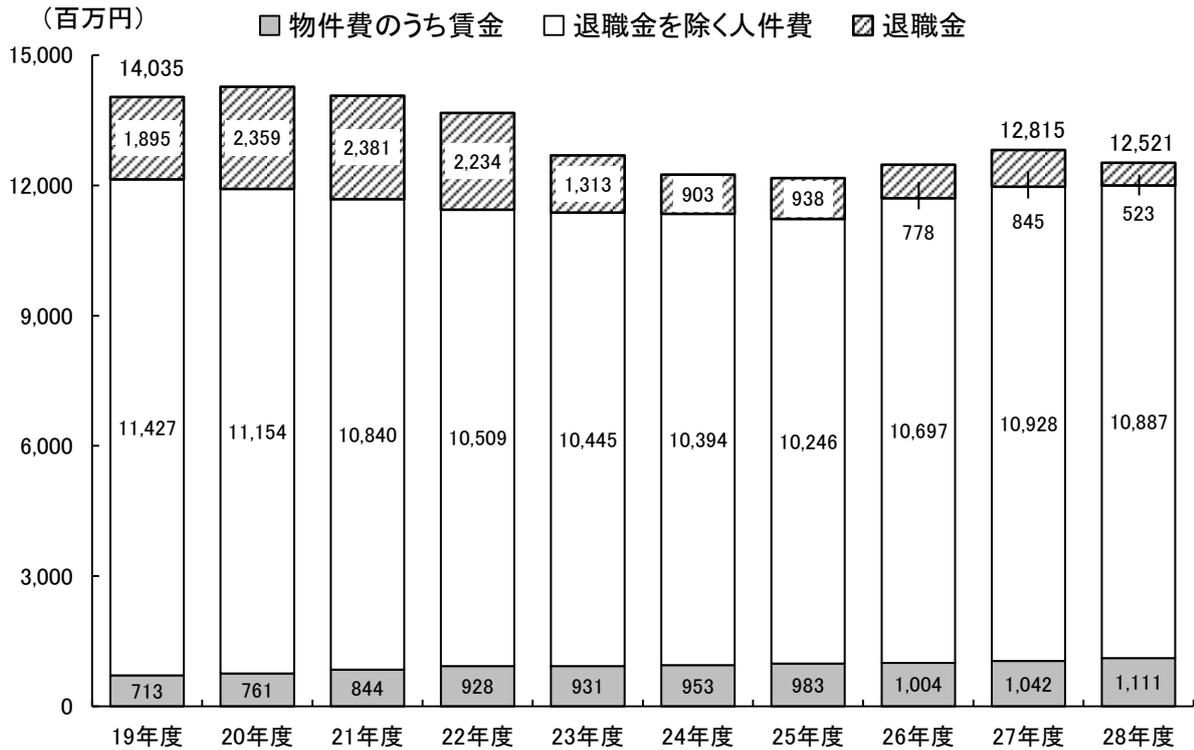


【平成27年度 歳出全体に占める公債費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



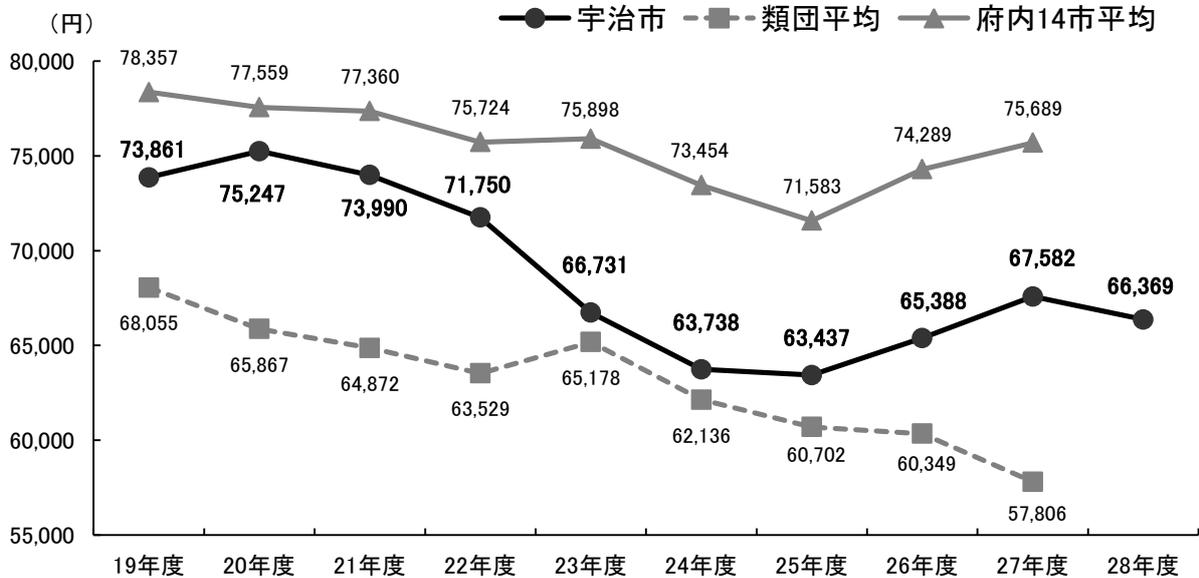
※四捨五入の影響により、足し上がりの数値が前頁と一致しない場合があります。

## ■ 人件費と物件費のうち賃金の合計の推移 ■

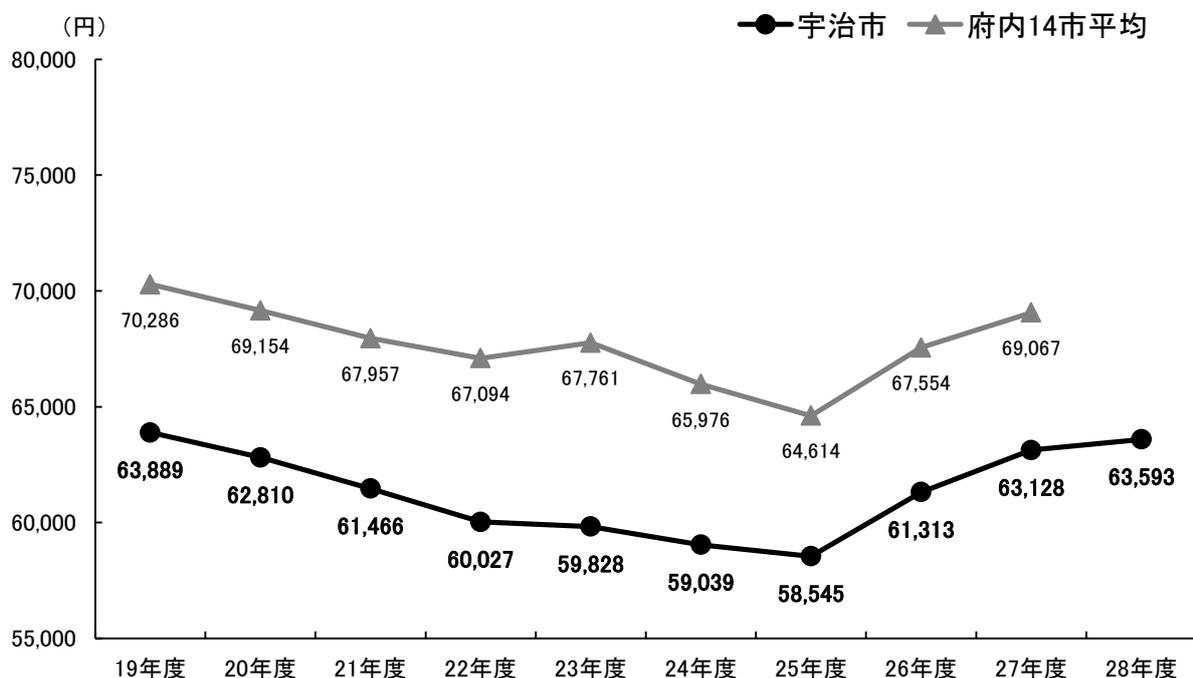


物件費のうち賃金は増加し続けており、前年度比6.6%増の1,111百万円となりました。  
退職金を除く人件費は、給与制度の総合的見直しなどの影響により、前年度比0.4%減の10,887百万円となりました。

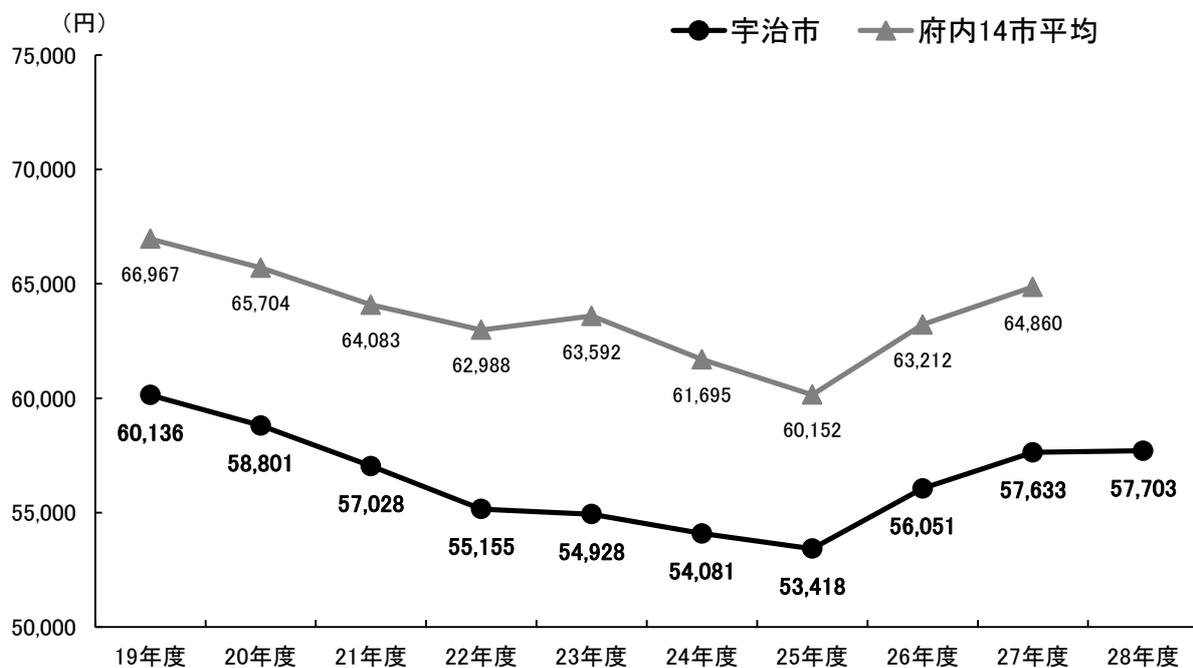
### 【市民一人あたりの人件費と物件費のうち賃金の合計の推移】 (府内14市平均および類団平均との比較)



【市民一人あたりの退職金を除く人件費と物件費のうち賃金の合計の推移】  
（府内14市平均との比較）



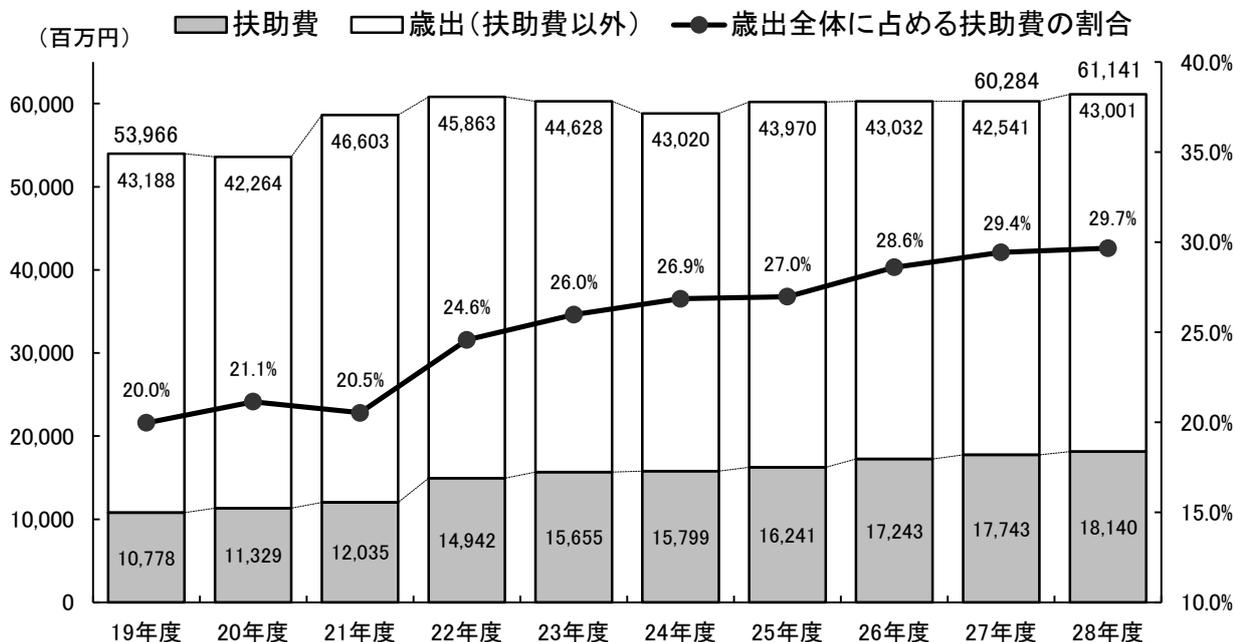
【市民一人あたりの退職金を除く人件費の推移】（府内14市平均との比較）



## 7 扶助費

扶助費は、臨時福祉給付金給付事業費や障害者介護給付費などの影響により、前年度から397百万円増の18,140百万円となりました

### ■ 歳出と扶助費の推移 ■



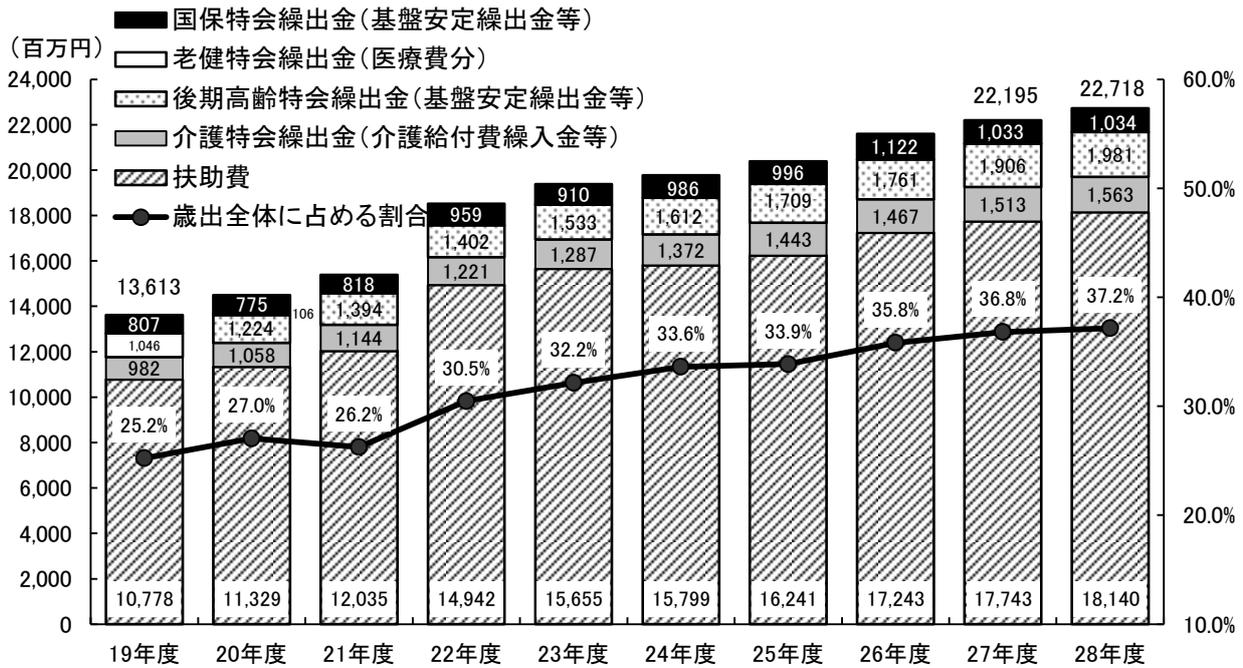
扶助費は、前年度比2.2%増の18,140百万円となり、歳出全体に占める扶助費の割合は前年度から0.3ポイント増加し、29.7%となりました。

扶助費は、平成12年度以降増加し続けており、財政を硬直化させる大きな要因のひとつとなっています。

#### <扶助費>

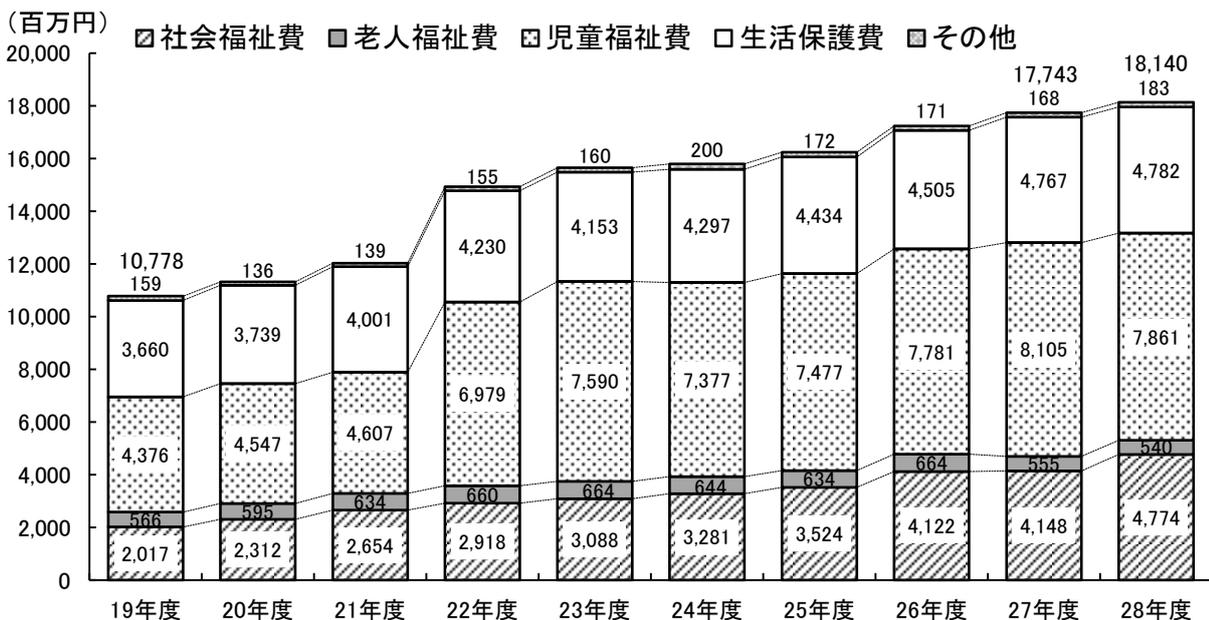
社会保障制度の一環として、各種の法令(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など)や市独自の制度に基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

## ■ 扶助費と国保特会・老健特会・介護特会・後期高齢特会繰出金の合計の推移 ■



平成19年度の13,613百万円に対し、平成28年度は1.7倍の22,718百万円となりました。

## ■ 扶助費(目的別)の推移 ■



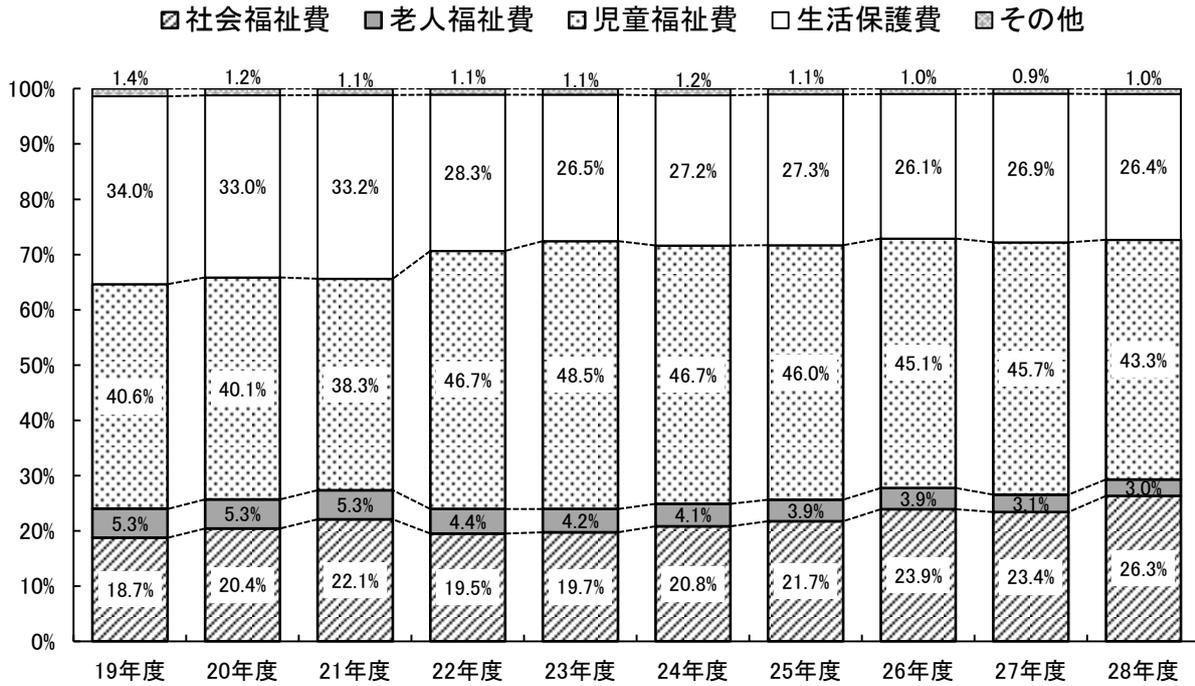
社会福祉費は、臨時福祉給付金給付事業費、福祉医療費支給費、障害者訓練等給付費などの社会福祉などのための経費であり、前年度比15.1%増の4,774百万円となりました。

老人福祉費は、重度心身障害老人健康管理費、老人医療費支給費などの高齢者福祉のための経費であり、前年度比2.7%減の540百万円となりました。

児童福祉費は、保育所運営費、児童手当費、児童扶養手当費などの児童福祉のための経費であり、前年度比3.0%減の7,861百万円となりました。

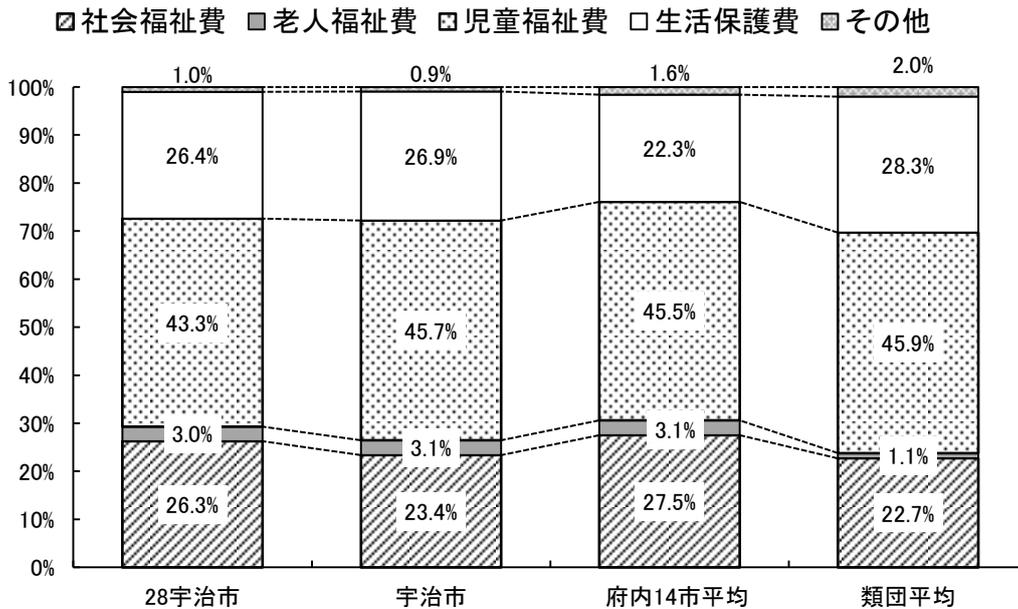
生活保護費は、医療扶助費、生活扶助費、住宅扶助費などの生活保護のための経費であり、前年度比0.3%増の4,782百万円となりました。

■ 扶助費に占める各目的内訳の割合の推移 ■



扶助費のうち社会福祉費の割合は、臨時福祉給付金給付事業費などの影響により、前年度から2.9ポイント増加し、26.3%となりました。

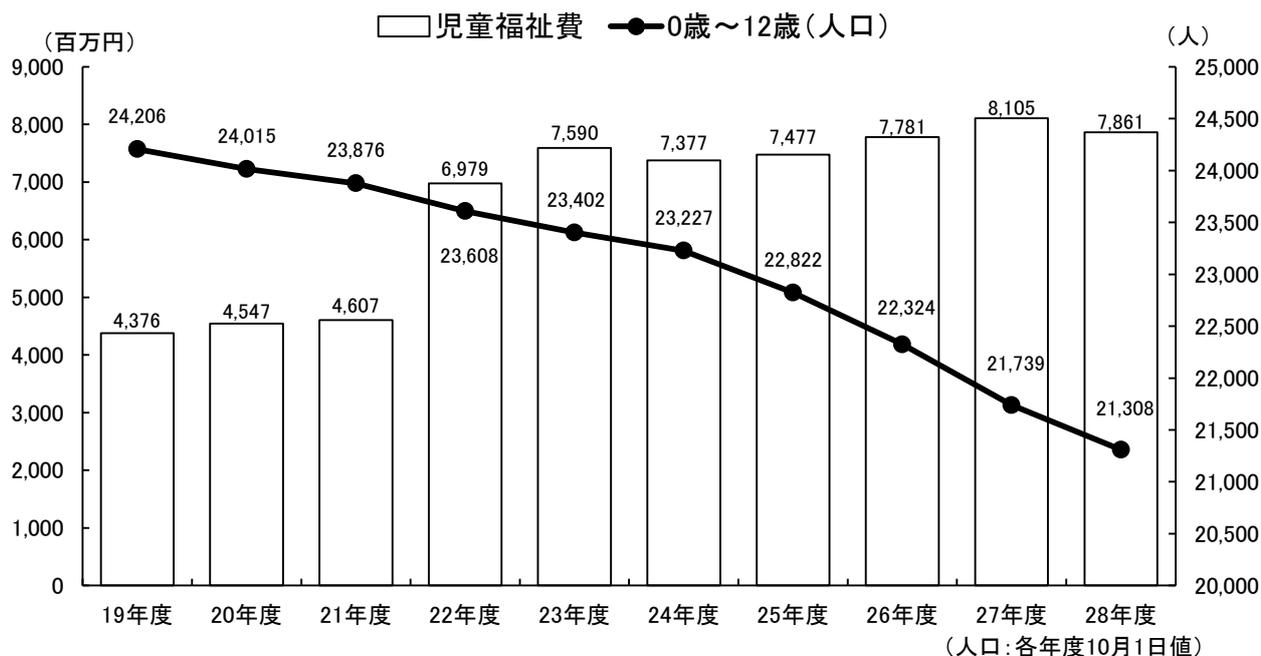
【平成27年度 扶助費に占める各目的内訳の割合】  
（府内14市平均および類団平均との比較）



扶助費に占める各目的内訳の割合を府内14市平均と比較すると、生活保護費の割合が高くなっており、類団平均と比較すると、社会福祉費や老人福祉費の割合が高くなっていることがわかります。

## 児童福祉費

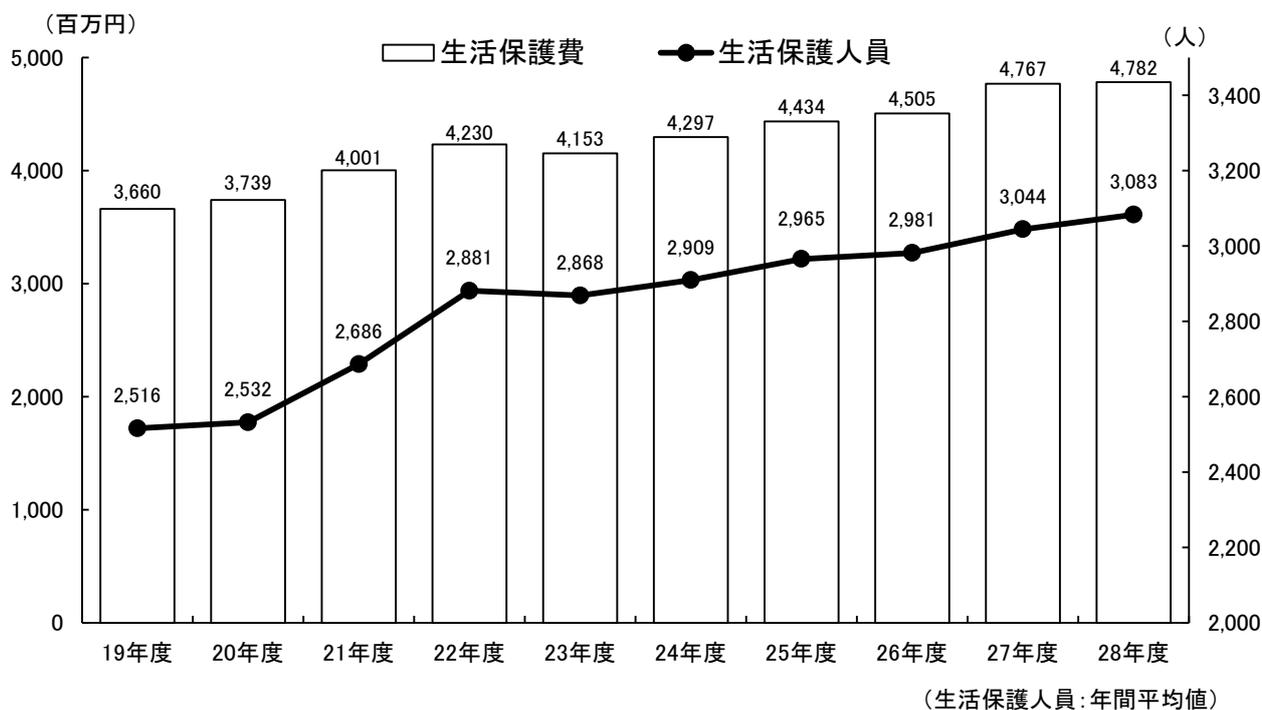
### ■ 児童福祉費および0歳～12歳の人口の推移 ■



0歳～12歳の人口は、平成19年度以降年々減少し続け、平成28年度は前年度から431人少ない21,308人となり、平成28年度の児童福祉費は、認定こども園への移行などの影響により、前年度比3.0%減の7,861百万円となりました。

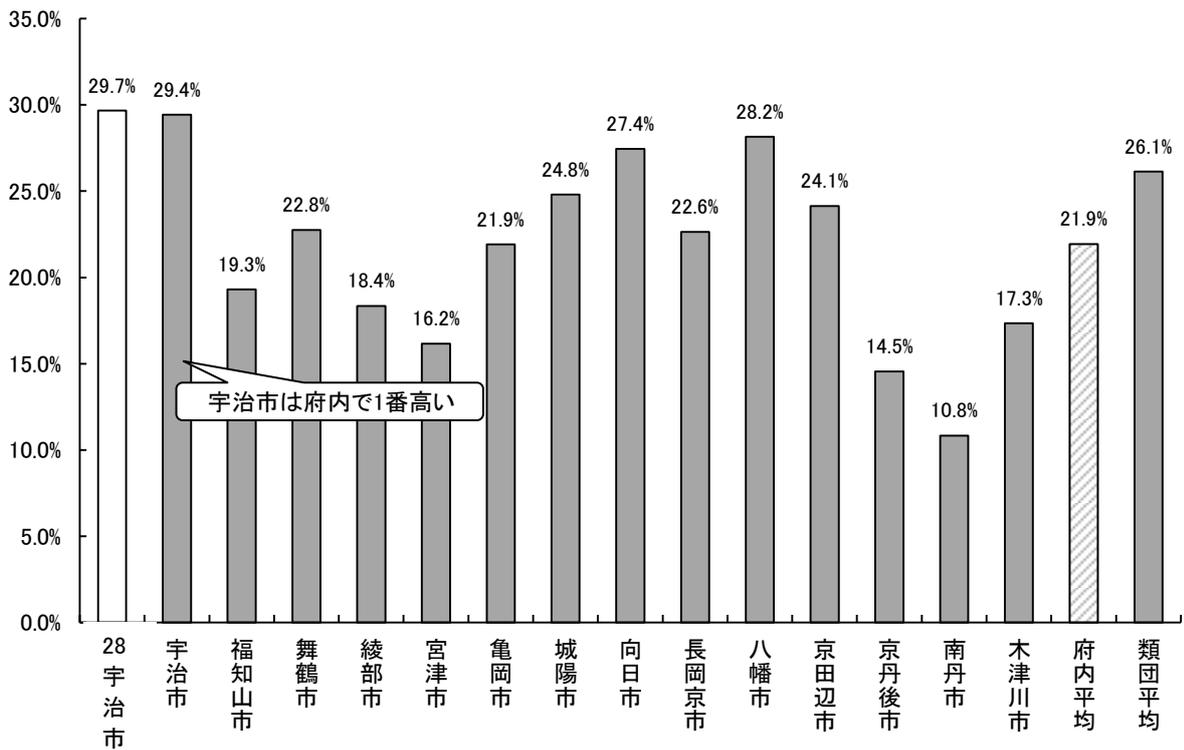
## 生活保護費

### ■ 生活保護費および生活保護人員の推移 ■

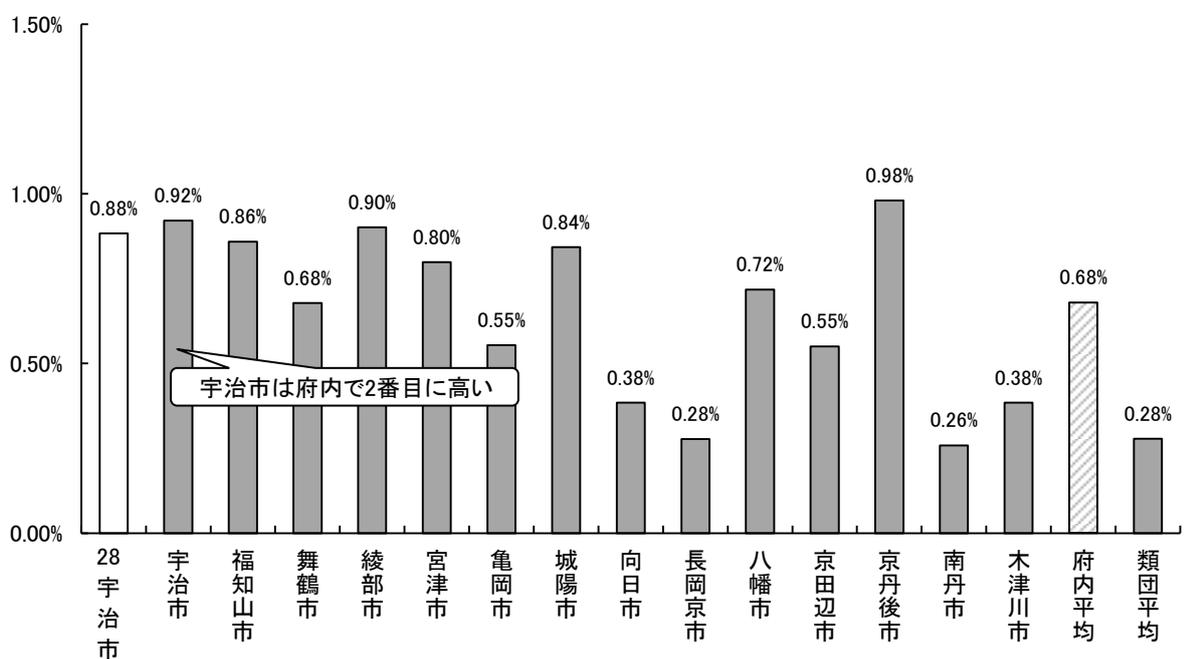


生活保護人員は増加傾向が続いており、平成28年度は3,083人となり、平成19年度の1.2倍となっています。また、生活保護費は前年度から15百万円増の4,782百万円となりました。

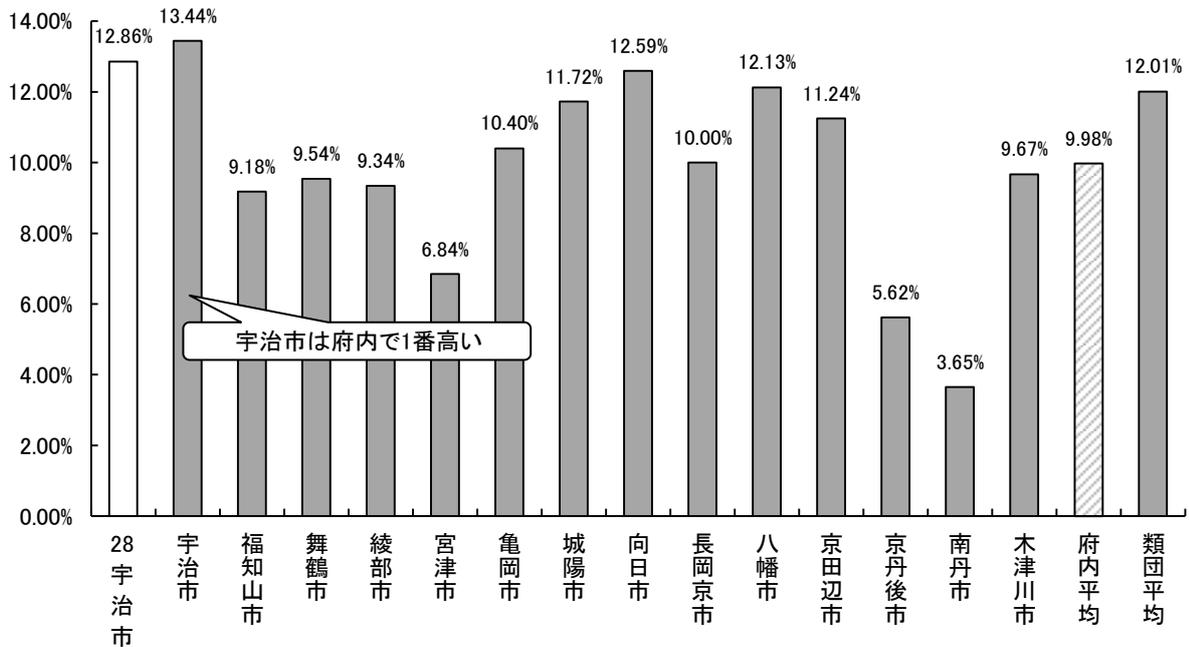
【平成27年度 歳出全体に占める扶助費の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）



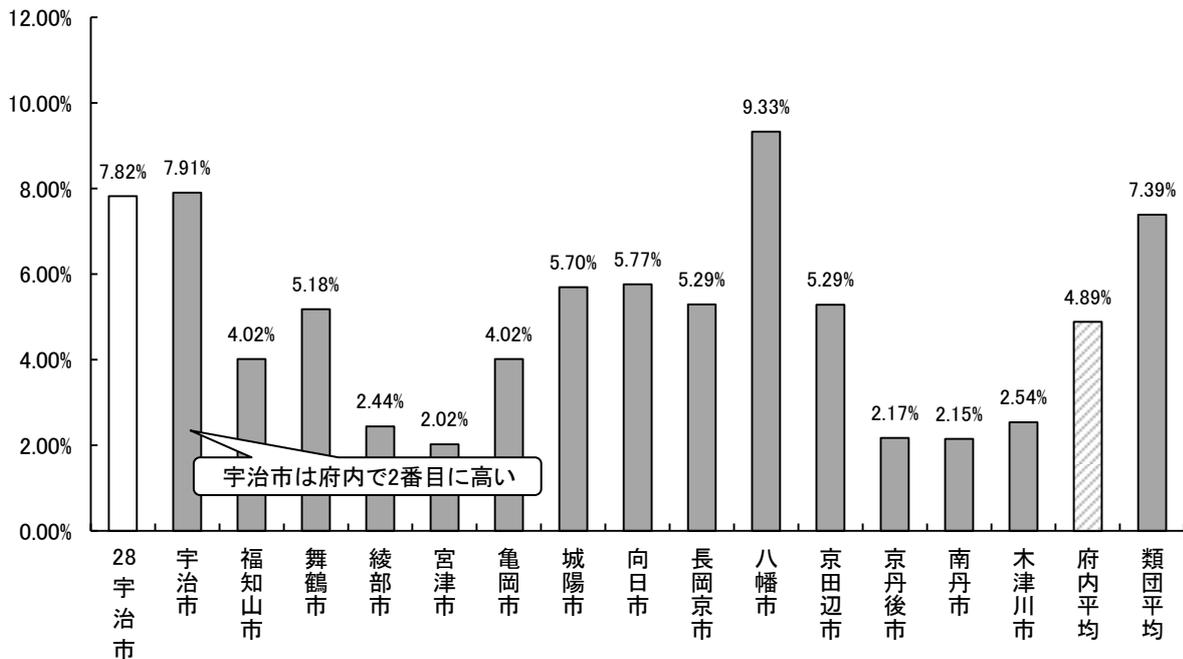
【平成27年度 歳出全体に占める老人福祉費・扶助費の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）



【平成27年度 歳出全体に占める児童福祉費・扶助費の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）



【平成27年度 歳出全体に占める生活保護費・扶助費の割合】  
（府内14市および類団平均との比較）



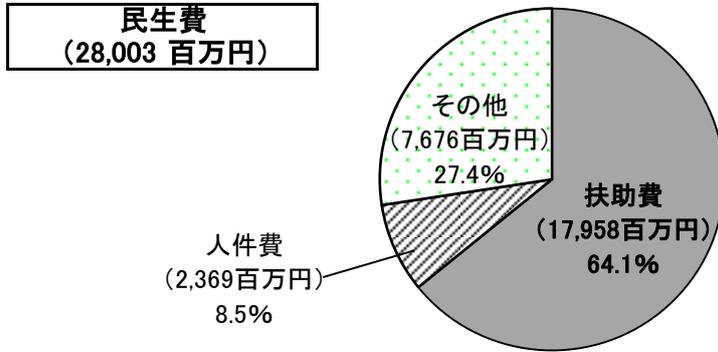
歳出全体に占める老人福祉費・児童福祉費・生活保護費の割合を、府内14市などと比較するとすべて高い水準となっており、今後も扶助費のあり方を検討していく必要があると考えられます。

**< 扶助費と民生費 >**

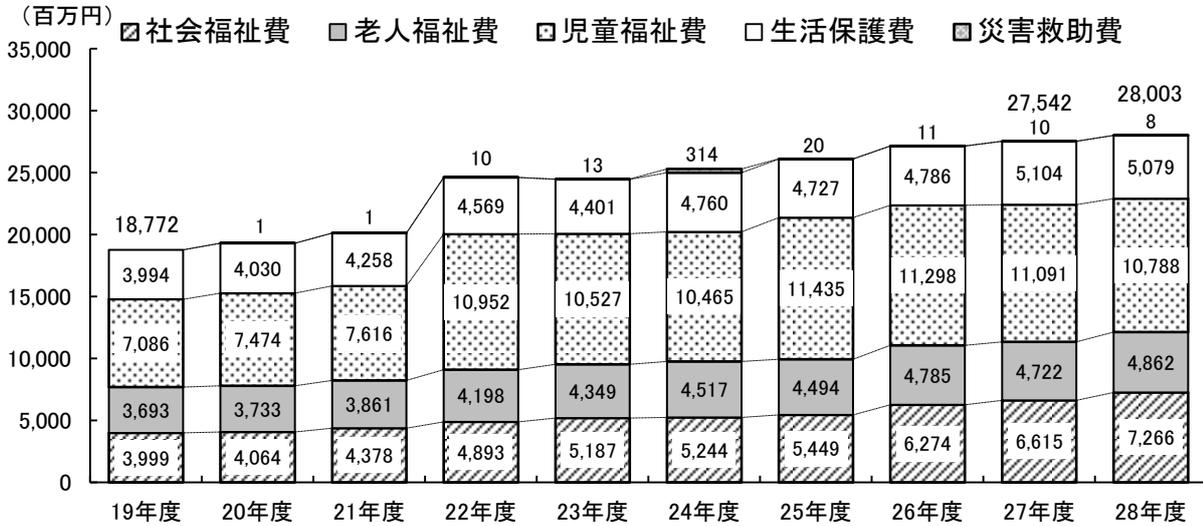
扶助費は、社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

民生費は、行政の目的別に分類した経費であり、社会福祉の充実に目的に使われた経費で、扶助費だけではなく、人件費や、保育所・地域福祉センターなどの福祉施設の整備や運営などの経費も含まれています。

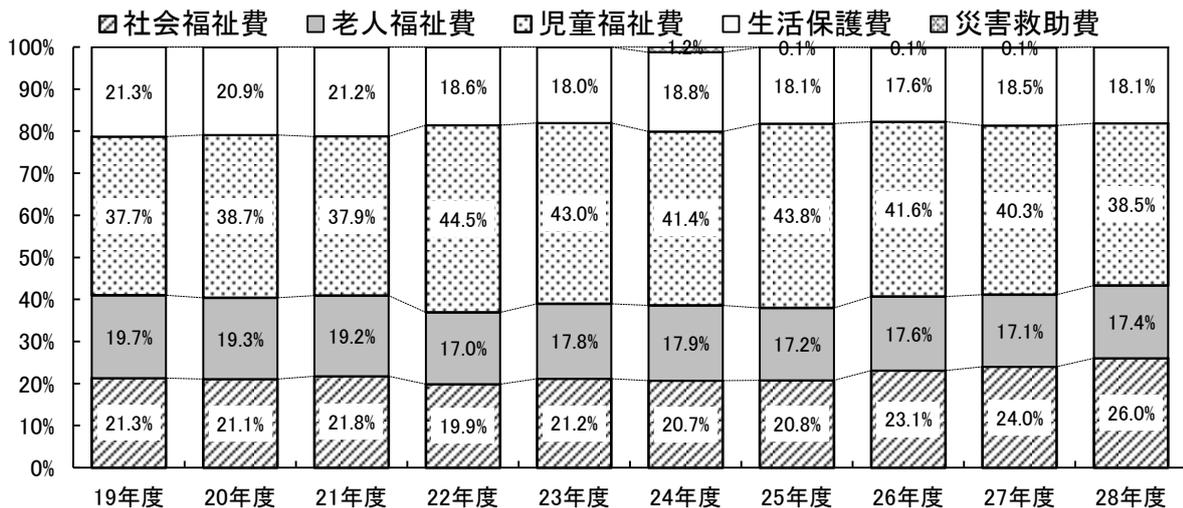
**■ 平成28年度民生費に占める扶助費の割合 ■**



**■ 民生費（目的別）の推移 ■**



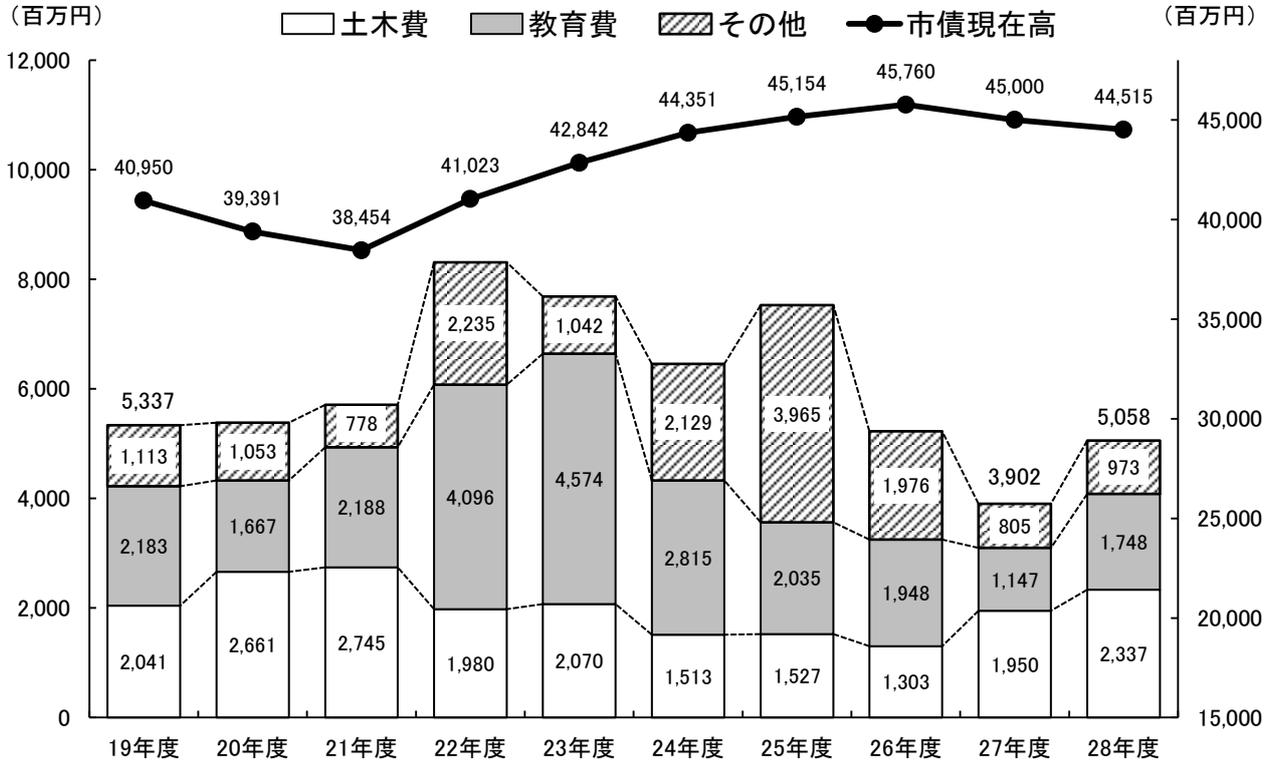
**■ 民生費（目的別）に占める内訳の割合の推移 ■**



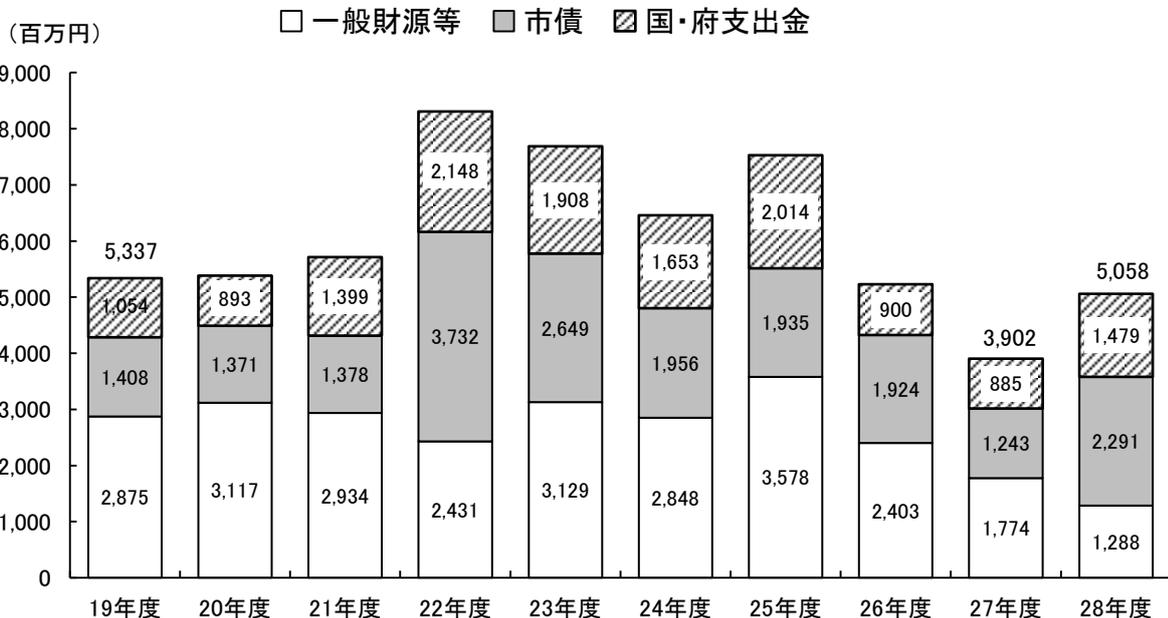
## 8 投資的経費

投資的経費は、小・中学校大規模改造事業費や自転車等駐車場整備事業費などの影響により、前年度比29.6%増の5,058百万円となった  
(27年度:3,902百万円、28年度:5,058百万円、)

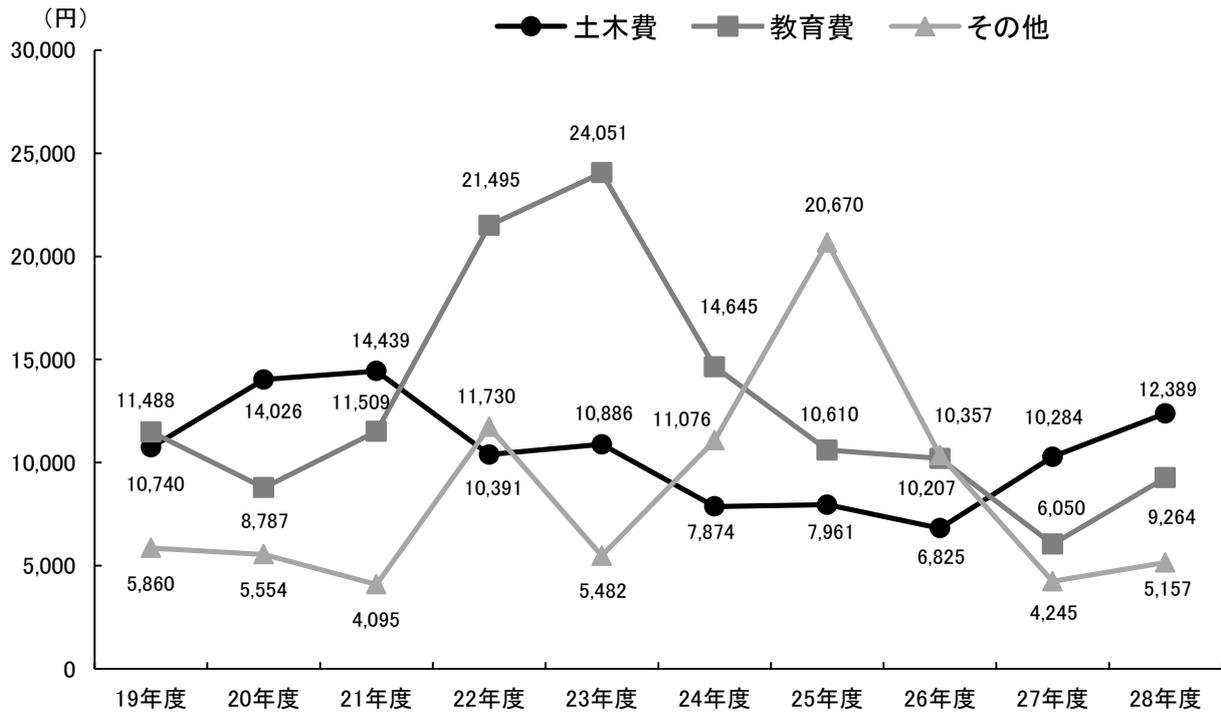
### ■ 投資的経費の推移 ■



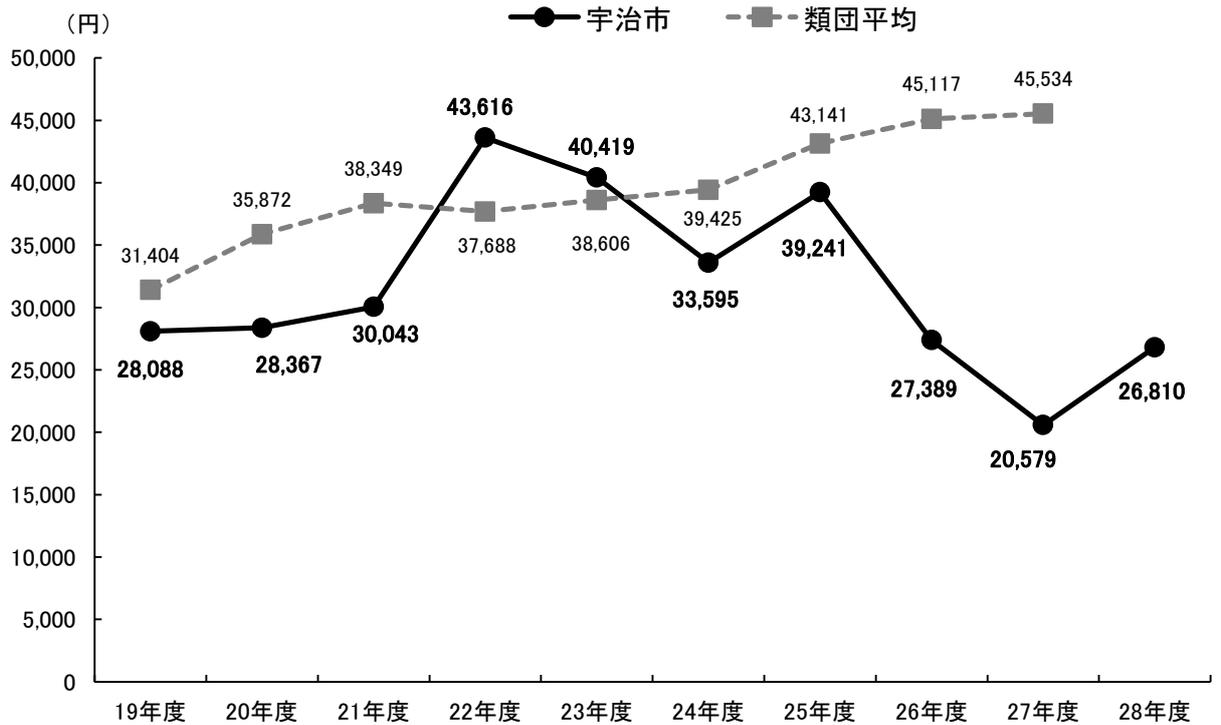
### ■ 投資的経費の財源内訳 ■



【市民一人あたりの投資的経費の推移】



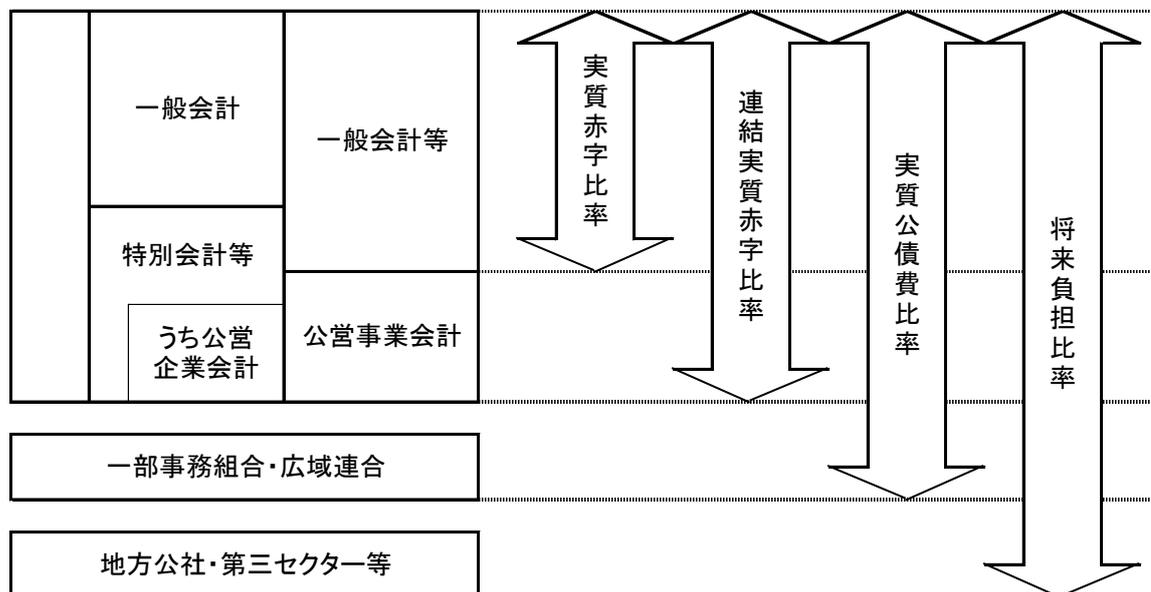
【市民一人あたりの投資的経費】



## 9 健全化判断比率（平成27年度）

- (1) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため算定されなかった
- (2) 実質公債費比率については、2.1%となった
- (3) 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかった

### ■ 健全化判断比率の対象となる会計の範囲 ■



#### <実質赤字比率>

一般会計等が黒字か赤字かを判断する指標です(一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率)。

#### <連結実質赤字比率>

一般会計だけでなく、国民健康保険や下水道、水道事業などすべての特別会計を対象として赤字を判断する指標です(全会計の赤字の標準財政規模に対する比率)。

#### <実質公債費比率>

市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標です(一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率)。

#### <将来負担比率>

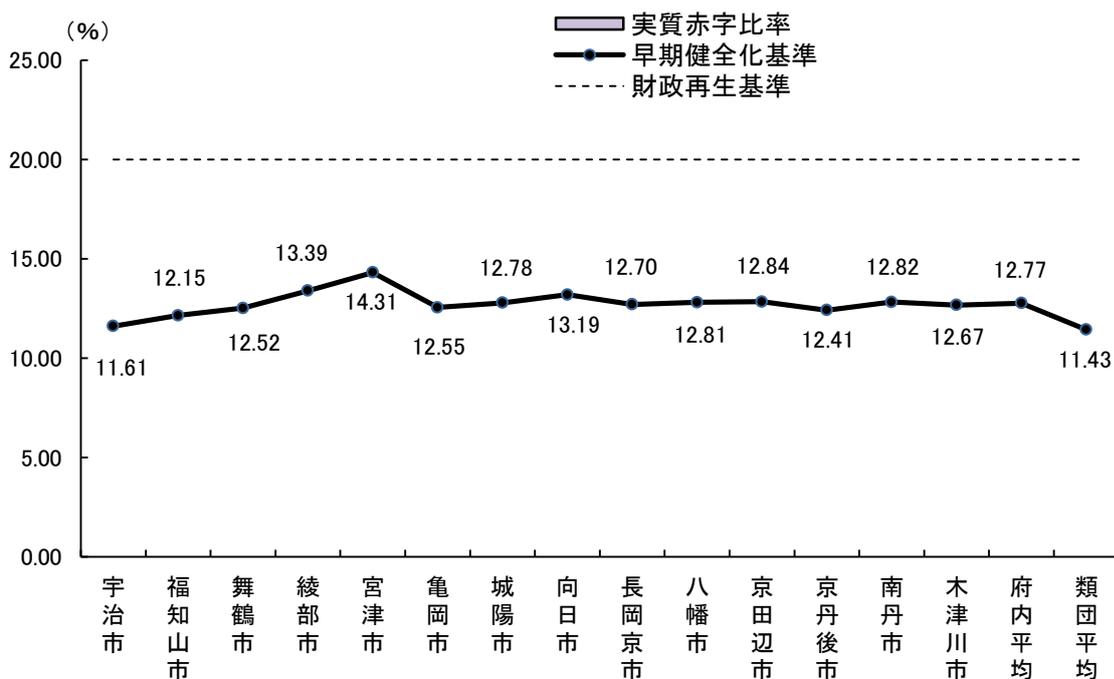
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標です(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)。

#### <早期健全化基準と財政再生基準>

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

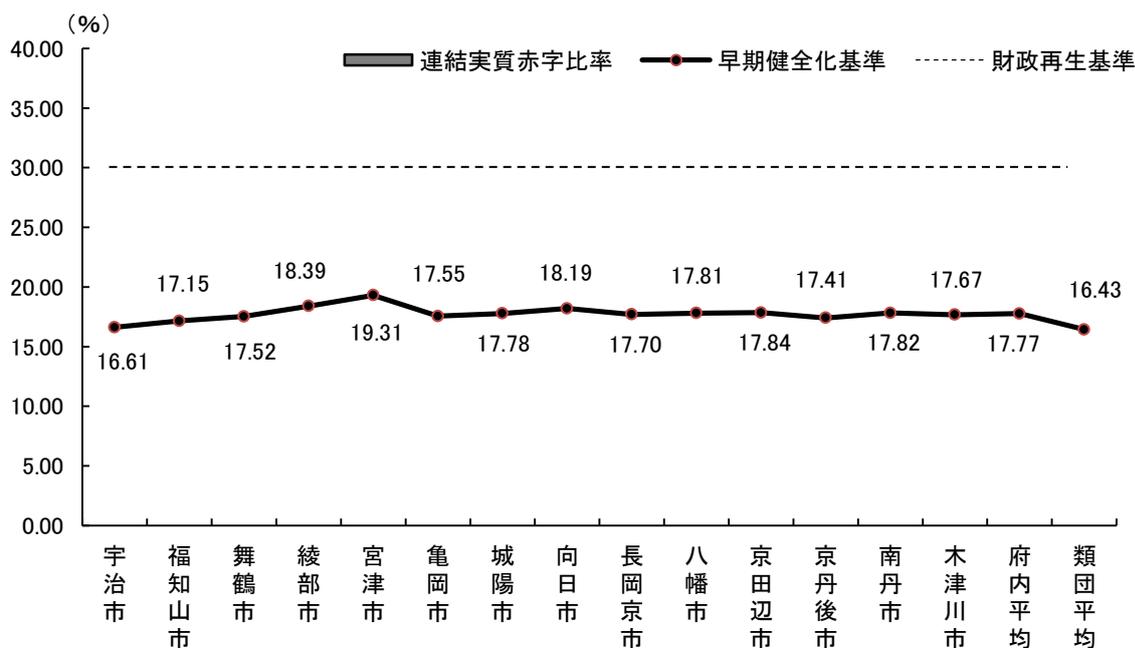
【平成27年度 実質赤字比率】（府内14市および類団平均との比較）



平成27年度の宇治市の早期健全化基準は11.61%となりましたが、黒字のため、実質赤字比率は算定されませんでした。

財政再生基準は、20%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ11.25%～15%となっています。

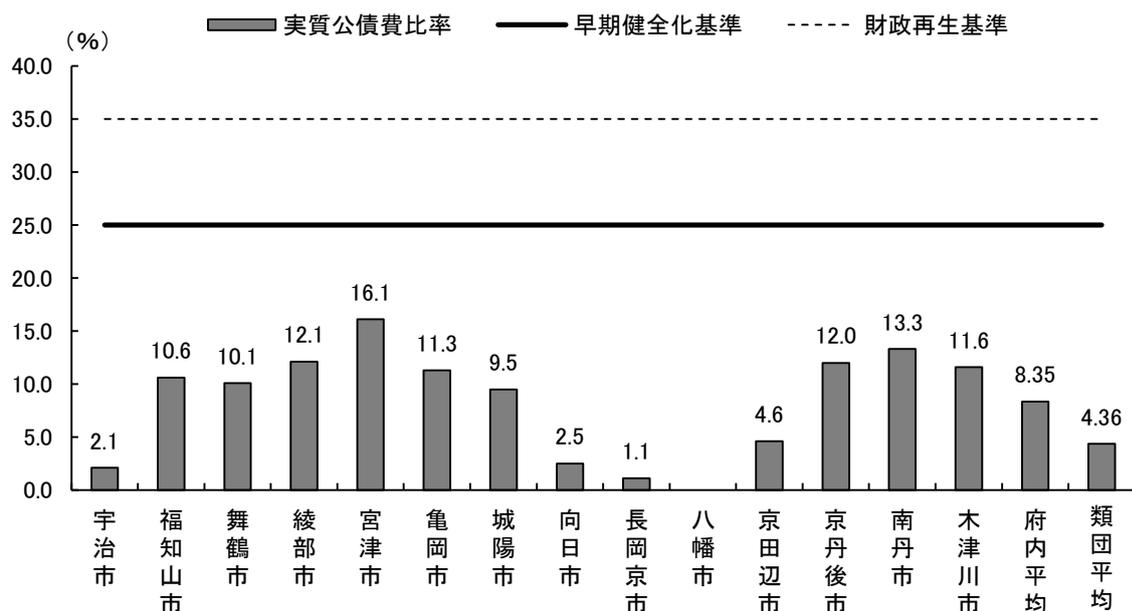
【平成27年度 連結実質赤字比率】（府内14市および類団平均との比較）



平成27年度の宇治市の早期健全化基準は16.61%となりましたが、黒字のため、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

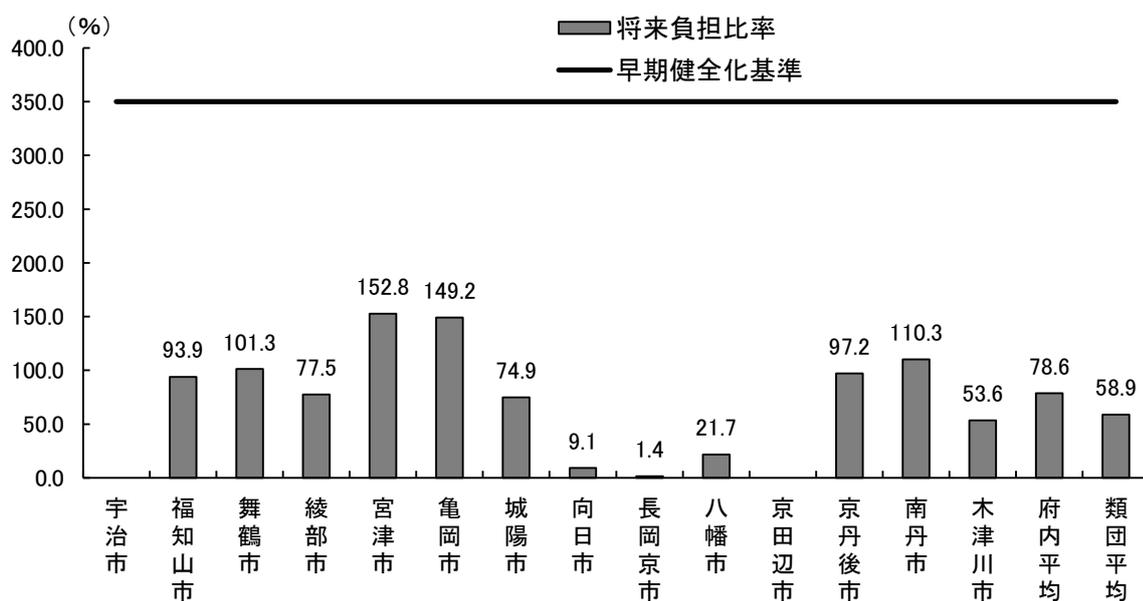
財政再生基準は、30%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ16.25%～20%となっています。

【平成27年度 実質公債費比率】（府内14市および類団平均との比較）



平成27年度の宇治市の実質公債費比率は2.1%となりました。  
財政再生基準は、35%となっており、早期健全化基準については、25%となっています。

【平成27年度 将来負担比率】（府内14市および類団平均との比較）



平成27年度の宇治市の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されませんでした。

早期健全化基準は、350%となっています。  
なお、将来負担比率には、財政再生基準の設定はありません。

## (参考) 平成28年度 健全化判断比率等 (速報値)

平成28年度の健全化判断比率等については、あくまで速報値であり、関係機関による精査の結果、確定値と差異が生じる場合があります。

### 【健全化判断比率】

| 健全化判断比率  | 本市<br>数値 | 早期健全<br>化基準 | 財政再生<br>基準 | 説明   |
|----------|----------|-------------|------------|--|
| 実質赤字比率   | —        | 11.62%      | 20.00%     | 一般会計等が黒字か赤字を判断する指標(一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率)                                |
| 連結実質赤字比率 | —        | 16.62%      | 30.00%     | 一般会計だけでなく、国民健康保険や下水道、水道事業などすべての特別会計を対象として、赤字を判断する指標(全会計の赤字の標準財政規模に対する比率) |
| 実質公債費比率  | 2.1%     | 25.0%       | 35.0%      | 市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率)      |
| 将来負担比率   | —        | 350.0%      |            | 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率) |

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示している。

※ 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかったため「—」で表示している。

### 【資金不足比率】

| 特別会計の名称   | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-----------|--------|---------|
| 水道事業会計    | —      | 20.0%   |
| 公共下水道事業会計 | —      | 20.0%   |

※ 資金不足比率は、各会計で不足額が生じていないため「—」で表示している。

# 宇治市の家計簿

普通会計の歳入・歳出決算額を1/10000にして、一般家庭に例えると・・・

| 収 入       |          | 615 万円                 | 【前年度比 8 万円増】                                 |
|-----------|----------|------------------------|--|
| 給与などの収入   |          | 489 万円<br>【前年度 同額】     | 市の基本的な収入となる市税や譲与税、交付金、使用料、手数料、国府支出金などです。     |
| 預貯金の引き出し  |          | 8 万円<br>【前年度比 4 万円増】   | 基金からの取崩し額です。                                 |
| 親からの仕送り   |          | 66 万円<br>【前年度比 1 万円減】  | 一定の方法により算出した額で、歳入が歳出より少ないために国から交付される地方交付税です。 |
| 借り入れ      | 家・車購入のため | 24 万円<br>【前年度比 11 万円増】 | 道路や河川の整備、市営住宅、小学校大規模改修などの費用の借金です。            |
|           | 生活資金のため  | 24 万円<br>【前年度比 5 万円減】  | 国が配分する地方交付税の資金がないため、不足分を国と市で半分ずつ借入しています。     |
| 前年度からの繰越金 |          | 4 万円<br>【前年度比 1 万円減】   |  |

| 支 出       |  | 611 万円                 | 【前年度比 8 万円増】   |
|-----------|--|------------------------|--|
| 生活費など     |  | 255 万円<br>【前年度比 3 万円増】 | 光熱水費をはじめ、人件費や扶助費、維持補修費などです。                            |
| 子どもの教育費など |  | 150 万円<br>【前年度比 6 万円減】 | 教育費と、民生費のうちの児童福祉費です。                                   |
| 保険料・下水道費用 |  | 73 万円<br>【前年度比 2 万円減】  | 一般会計から特別会計(国民健康保険、介護保険、公共下水道など)への繰出金です。                |
| 預貯金の積立    |  | 2 万円<br>【前年度比 1 万円減】   | 基金への積立額です。   |
| 家や車の購入    |  | 50 万円<br>【前年度比 11 万円増】 | 道路や河川の整備、市営住宅、小学校大規模改修などの費用です。                         |
| 貸付金など     |  | 24 万円<br>【前年度 同額】      | 貸し付け事業(宇治市中小企業低利融資事業、土地開発公社への貸付金など)の費用です。毎年度末には返還されます。 |
| ローンの返済    |  | 57 万円<br>【前年度比 3 万円増】  | これまで借金した分の元金払いです。                                      |

| 預貯金と借金の状況 |                        |                            |
|-----------|------------------------|----------------------------|
| 預貯金残高     | 89 万円<br>【前年度比 5 万円減】  | 年度末の基金の現在高です。              |
| 借金残高      | 445 万円<br>【前年度比 5 万円減】 | 年度末の市債現在高です。<br>(利息は含みません) |